

■「子育てエコホーム支援事業」説明用スライドの変更点について

変更時点	該当ページ	修正前	修正後																																																
2023.11.27	表紙	令和5年11月22日版	令和5年11月27日版																																																
2023.11.27	表紙	※本資料は、令和5年11月22日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。	※本資料は、令和5年11月27日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。																																																
2023.11.27	12	<p><b>補助額（リフォーム）</b></p> <p>■補助額 下記①～⑧のリフォーム工事等に応じて設定する補助額の合計とします。</p> <p>いずれか必須</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 開口部の断熱改修</li> <li>② 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修</li> <li>③ エコ住宅設備の設置</li> </ul> <p>任意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 子育て対応改修</li> <li>⑤ 防災性向上改修</li> <li>⑥ ハリアアリー改修</li> <li>⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置</li> <li>⑧ リフォーム明細採録等への加入</li> </ul> <p>7千円/契約</p>	<p><b>補助額（リフォーム）</b></p> <p>■補助額 下記①～⑧のリフォーム工事等に応じて設定する補助額の合計とします。</p> <p>いずれか必須</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 開口部の断熱改修</li> <li>② 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修</li> <li>③ エコ住宅設備の設置</li> </ul> <p>任意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 子育て対応改修</li> <li>⑤ 防災性向上改修</li> <li>⑥ ハリアアリー改修</li> <li>⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置</li> <li>⑧ リフォーム明細採録等への加入</li> </ul> <p>7千円/契約</p>																																																
2023.11.27	25	<p><b>防災性向上改修の補助額</b></p> <p>⑤ 防災性向上改修</p> <p>1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額を補助します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大きさの区分</th> <th colspan="2">ガラス交換<sup>※1</sup></th> <th colspan="2">外窓交換</th> </tr> <tr> <th>面積<sup>※2</sup></th> <th>1箇所あたりの補助額</th> <th>面積<sup>※2</sup></th> <th>1箇所あたりの補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大</td> <td>1.4㎡以上</td> <td>17,000円</td> <td>2.8㎡以上</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>0.8㎡以上 1.4㎡未満</td> <td>12,000円</td> <td>1.6㎡以上 2.8㎡未満</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>0.1㎡以上 0.8㎡未満</td> <td>7,000円</td> <td>0.2㎡以上 1.6㎡未満</td> <td>16,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ガラス交換は、断熱材のみで、交換するガラス枚数に制限なく、下のガラスを交換する必要があります。 ※2 ガラスの寸法は、参照。 ※3 外窓のウレタン充填は必ず行います。</p>	大きさの区分	ガラス交換 <sup>※1</sup>		外窓交換		面積 <sup>※2</sup>	1箇所あたりの補助額	面積 <sup>※2</sup>	1箇所あたりの補助額	大	1.4㎡以上	17,000円	2.8㎡以上	41,000円	中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	12,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	27,000円	小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	7,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	16,000円	<p><b>防災性向上改修の補助額</b></p> <p>⑤ 防災性向上改修</p> <p>1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額を補助します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大きさの区分</th> <th colspan="2">ガラス交換<sup>※1</sup></th> <th colspan="2">外窓交換</th> </tr> <tr> <th>面積<sup>※2</sup></th> <th>1箇所あたりの補助額</th> <th>面積<sup>※2</sup></th> <th>1箇所あたりの補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大</td> <td>1.4㎡以上</td> <td>17,000円</td> <td>2.8㎡以上</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>0.8㎡以上 1.4㎡未満</td> <td>12,000円</td> <td>1.6㎡以上 2.8㎡未満</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>0.1㎡以上 0.8㎡未満</td> <td>7,000円</td> <td>0.2㎡以上 1.6㎡未満</td> <td>16,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ガラス交換は、断熱材のみで、交換するガラス枚数に制限なく、下のガラスを交換する必要があります。 ※2 ガラスの寸法は、参照。 ※3 外窓のウレタン充填は必ず行います。</p>	大きさの区分	ガラス交換 <sup>※1</sup>		外窓交換		面積 <sup>※2</sup>	1箇所あたりの補助額	面積 <sup>※2</sup>	1箇所あたりの補助額	大	1.4㎡以上	17,000円	2.8㎡以上	41,000円	中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	12,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	27,000円	小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	7,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	16,000円
大きさの区分	ガラス交換 <sup>※1</sup>			外窓交換																																															
	面積 <sup>※2</sup>	1箇所あたりの補助額	面積 <sup>※2</sup>	1箇所あたりの補助額																																															
大	1.4㎡以上	17,000円	2.8㎡以上	41,000円																																															
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	12,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	27,000円																																															
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	7,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	16,000円																																															
大きさの区分	ガラス交換 <sup>※1</sup>		外窓交換																																																
	面積 <sup>※2</sup>	1箇所あたりの補助額	面積 <sup>※2</sup>	1箇所あたりの補助額																																															
大	1.4㎡以上	17,000円	2.8㎡以上	41,000円																																															
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	12,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	27,000円																																															
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	7,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	16,000円																																															
2023.11.27	60	<p><b>子育てエコホーム支援事業と他の補助金の併用</b></p> <p>【リフォーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の補助制度との併用はできません。</li> <li>ただし、本制度で対象とするリフォーム工事に限らず、他の補助制度で対象とするリフォーム工事に限らず、国の補助制度との併用については、併用することが可能です。</li> <li>また、本事業をワンストップでの対応を希望している「断熱改修への改修費等による住宅の省エネ・省CO2削減支援事業(断熱改修)」「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(補助金)及び既存賃貸住宅の省エネ支援事業(経済産業省)」については、補助対象の重複は認められません。</li> <li>住宅のリフォームに係る代替的補助制度との併用の取扱いについては、次の通りです。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助制度</th> <th>併用可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ことエコすまいる支援事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>外構費の木材化付戻支援事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅化リフォーム推進事業</td> <td>△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物安全ストック形成事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>戸数ゼロネットゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び居住者の省CO2削減支援事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>次世代省エネ建材支援事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>既存住宅における断熱リフォーム支援事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅エコリフォーム推進事業(補助金)</td> <td>△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)</td> <td>△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>断熱改修への改修費等による住宅の省エネ・省CO2削減支援事業(国庫補助)・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(補助金)・既存賃貸住宅の省エネ支援事業(経済産業省)</td> <td>△(補助対象が重複しない場合は併用可)</td> </tr> </tbody> </table>	補助制度	併用可否	ことエコすまいる支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	外構費の木材化付戻支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)	住宅・建築物安全ストック形成事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	戸数ゼロネットゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び居住者の省CO2削減支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	次世代省エネ建材支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)	住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)	断熱改修への改修費等による住宅の省エネ・省CO2削減支援事業(国庫補助)・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(補助金)・既存賃貸住宅の省エネ支援事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)	<p><b>子育てエコホーム支援事業と他の補助金の併用</b></p> <p>【リフォーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の補助制度との併用はできません。</li> <li>ただし、本制度で対象とするリフォーム工事に限らず、他の補助制度で対象とするリフォーム工事に限らず、国の補助制度との併用については、併用することが可能です。</li> <li>また、本事業をワンストップでの対応を希望している「断熱改修への改修費等による住宅の省エネ・省CO2削減支援事業(断熱改修)」「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(補助金)及び既存賃貸住宅の省エネ支援事業(経済産業省)」については、補助対象の重複は認められません。</li> <li>住宅のリフォームに係る代替的補助制度との併用の取扱いについては、次の通りです。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助制度</th> <th>併用可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ことエコすまいる支援事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>外構費の木材化付戻支援事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅化リフォーム推進事業</td> <td>△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物安全ストック形成事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>戸数ゼロネットゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び居住者の省CO2削減支援事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>次世代省エネ建材支援事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>既存住宅における断熱リフォーム支援事業</td> <td>△(積立工事費が別枠の場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅エコリフォーム推進事業(補助金)</td> <td>△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)</td> <td>△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅の断熱性向上のための先進的断熱材導入促進事業等(経済産業省(補助金))・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(補助金)・既存賃貸住宅の省エネ支援事業(経済産業省)</td> <td>△(補助対象が重複しない場合は併用可)</td> </tr> </tbody> </table>	補助制度	併用可否	ことエコすまいる支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	外構費の木材化付戻支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)	住宅・建築物安全ストック形成事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	戸数ゼロネットゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び居住者の省CO2削減支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	次世代省エネ建材支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)	住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)	住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)	住宅の断熱性向上のための先進的断熱材導入促進事業等(経済産業省(補助金))・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(補助金)・既存賃貸住宅の省エネ支援事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)				
補助制度	併用可否																																																		
ことエコすまいる支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
外構費の木材化付戻支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)																																																		
住宅・建築物安全ストック形成事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
戸数ゼロネットゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び居住者の省CO2削減支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
次世代省エネ建材支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)																																																		
住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)																																																		
断熱改修への改修費等による住宅の省エネ・省CO2削減支援事業(国庫補助)・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(補助金)・既存賃貸住宅の省エネ支援事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)																																																		
補助制度	併用可否																																																		
ことエコすまいる支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
外構費の木材化付戻支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)																																																		
住宅・建築物安全ストック形成事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
戸数ゼロネットゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び居住者の省CO2削減支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
次世代省エネ建材支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(積立工事費が別枠の場合は併用可)																																																		
住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)																																																		
住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	△(積立工事費が別枠かつ工費別枠がある場合は併用可)																																																		
住宅の断熱性向上のための先進的断熱材導入促進事業等(経済産業省(補助金))・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(補助金)・既存賃貸住宅の省エネ支援事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)																																																		
2023.11.27	65	<p><b>(参考5) ことエコすまいる支援事業との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ことエコすまいる支援事業</th> <th>子育てエコホーム支援事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20</td> <td>ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20</td> </tr> <tr> <td>性能</td> <td>① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。</td> <td>① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>100万円/戸</td> <td>100万円/戸</td> </tr> </tbody> </table>		ことエコすまいる支援事業	子育てエコホーム支援事業	対象	ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20	ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20	性能	① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。	① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。	補助額	100万円/戸	100万円/戸	<p><b>(参考5) ことエコすまいる支援事業との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ことエコすまいる支援事業</th> <th>子育てエコホーム支援事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20</td> <td>ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20</td> </tr> <tr> <td>性能</td> <td>① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。</td> <td>① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>100万円/戸</td> <td>100万円/戸</td> </tr> </tbody> </table>		ことエコすまいる支援事業	子育てエコホーム支援事業	対象	ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20	ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20	性能	① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。	① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。	補助額	100万円/戸	100万円/戸																								
	ことエコすまいる支援事業	子育てエコホーム支援事業																																																	
対象	ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20	ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20																																																	
性能	① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。	① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。																																																	
補助額	100万円/戸	100万円/戸																																																	
	ことエコすまいる支援事業	子育てエコホーム支援事業																																																	
対象	ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20	ZEH住宅 強化外装基準かつ省エネ等級1次エネルギー消費量▲10%に適合するもの(ZEH Ready, ZEH-Ready, ZEH-Optimized)住宅。令和5年10月1日以前に竣工した認定長期優良住宅。認定改修優良住宅。子育て世帯・若年夫婦世帯の取組に限る。R10R20																																																	
性能	① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。	① 主要断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ② 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。 ③ 断熱材の施工と主要断熱材の取組が完了していること。																																																	
補助額	100万円/戸	100万円/戸																																																	
2023.11.27	68	<p><b>(参考6) リフォーム工事における3省連携について</b></p> <p>リフォーム工事については、国土交通省、経済産業省及び環境省が連携することで、下記の事業をワンストップで利用可能(併用可)とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>断熱改修への改修費等による住宅の省エネ・省CO2削減支援事業【国庫補助】</li> <li>高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業【経済産業省】</li> <li>既存賃貸住宅の省エネ支援事業【経済産業省】</li> <li>子育てエコホーム支援事業【国土交通省】</li> </ol> <p>工事内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>補助対象</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 高断熱改修の設置</td> <td>高性能の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上</td> <td>リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸</td> </tr> <tr> <td>2) 給湯器 既存賃貸住宅における省エネ改修工事</td> <td>高効率給湯器(ガス・電気・太陽熱)の設置</td> <td>定額(下記)または補助額(40万円、10万円、5万円) 補助額総額が17万円</td> </tr> <tr> <td>3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事</td> <td>開口部・躯体等の一定の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上</td> <td>リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸</td> </tr> <tr> <td>その他のリフォーム工事(①②③以外のリフォーム工事を行う場合に限る)</td> <td>住宅の子育て対応改修、ハリアアリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置</td> <td>子育てエコホーム支援事業 7千円/契約</td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	補助対象	補助額	1) 高断熱改修の設置	高性能の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上	リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸	2) 給湯器 既存賃貸住宅における省エネ改修工事	高効率給湯器(ガス・電気・太陽熱)の設置	定額(下記)または補助額(40万円、10万円、5万円) 補助額総額が17万円	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事	開口部・躯体等の一定の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上	リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸	その他のリフォーム工事(①②③以外のリフォーム工事を行う場合に限る)	住宅の子育て対応改修、ハリアアリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	子育てエコホーム支援事業 7千円/契約	<p><b>(参考6) リフォーム工事における3省連携について</b></p> <p>リフォーム工事については、国土交通省、経済産業省及び環境省が連携することで、下記の事業をワンストップで利用可能(併用可)とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>断熱改修への改修費等による住宅の省エネ・省CO2削減支援事業【国庫補助】</li> <li>高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業【経済産業省】</li> <li>既存賃貸住宅の省エネ支援事業【経済産業省】</li> <li>子育てエコホーム支援事業【国土交通省】</li> </ol> <p>工事内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>補助対象</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 高断熱改修の設置</td> <td>高性能の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上</td> <td>リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸</td> </tr> <tr> <td>2) 給湯器 既存賃貸住宅における省エネ改修工事</td> <td>高効率給湯器(ガス・電気・太陽熱)の設置</td> <td>定額(下記)または補助額(40万円、10万円、5万円) 補助額総額が17万円</td> </tr> <tr> <td>3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事</td> <td>開口部・躯体等の一定の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上</td> <td>リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸</td> </tr> <tr> <td>その他のリフォーム工事(①②③以外のリフォーム工事を行う場合に限る)</td> <td>住宅の子育て対応改修、ハリアアリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置</td> <td>子育てエコホーム支援事業 7千円/契約</td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	補助対象	補助額	1) 高断熱改修の設置	高性能の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上	リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸	2) 給湯器 既存賃貸住宅における省エネ改修工事	高効率給湯器(ガス・電気・太陽熱)の設置	定額(下記)または補助額(40万円、10万円、5万円) 補助額総額が17万円	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事	開口部・躯体等の一定の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上	リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸	その他のリフォーム工事(①②③以外のリフォーム工事を行う場合に限る)	住宅の子育て対応改修、ハリアアリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	子育てエコホーム支援事業 7千円/契約																		
工事内容	補助対象	補助額																																																	
1) 高断熱改修の設置	高性能の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上	リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸																																																	
2) 給湯器 既存賃貸住宅における省エネ改修工事	高効率給湯器(ガス・電気・太陽熱)の設置	定額(下記)または補助額(40万円、10万円、5万円) 補助額総額が17万円																																																	
3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事	開口部・躯体等の一定の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上	リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸																																																	
その他のリフォーム工事(①②③以外のリフォーム工事を行う場合に限る)	住宅の子育て対応改修、ハリアアリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	子育てエコホーム支援事業 7千円/契約																																																	
工事内容	補助対象	補助額																																																	
1) 高断熱改修の設置	高性能の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上	リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸																																																	
2) 給湯器 既存賃貸住宅における省エネ改修工事	高効率給湯器(ガス・電気・太陽熱)の設置	定額(下記)または補助額(40万円、10万円、5万円) 補助額総額が17万円																																																	
3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事	開口部・躯体等の一定の断熱改修(断熱材の施工と主要断熱材の取組)による省エネ効果の向上	リフォーム工事費の10%に限り、一定の基準を満たすもの 100万円/戸																																																	
その他のリフォーム工事(①②③以外のリフォーム工事を行う場合に限る)	住宅の子育て対応改修、ハリアアリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	子育てエコホーム支援事業 7千円/契約																																																	
2023.12.13	表紙	令和5年11月27日版	令和5年12月13日版																																																

変更時点	該当ページ	修正前	修正後																																																
2023.12.13	表紙	※本資料は、令和5年11月22日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。	※本資料は、令和5年12月13日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。																																																
2023.12.13	60	<p><b>子育てエコホーム支援事業と他の補助金の併用</b></p> <p>【リフォーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅(併構含む)のリフォーム工事対象とする国の補助制度との併用はできません。</li> <li>ただし、本制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合には、併用することができます。</li> </ul> <p>※ただし、事業費の25%以上の補助金を受けようとする場合は、国の補助金(住宅の省エネ・CO2削減支援事業(国庫補助))、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(国庫補助)及び既存賃貸住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)については、補助対象が重複しなければ併用が可能です。</p> <p>住宅のリフォームに係る代替的補助制度との併用の取扱いについては次の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助制度</th> <th>併用可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こどもエコすまいる支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>外構部の木質化対策支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅化リフォーム推進事業</td> <td>△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物安全ストック形成事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>戸建住宅省エネ・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅のCO2削減促進事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>次世代省エネ建材支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>既存住宅における断熱リフォーム支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅エコリフォーム推進事業補助金</td> <td>△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物省エネ改修推進事業交付金</td> <td>△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅の断熱性能向上のための省エネルギー促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)</td> <td>△(補助対象が重複しない場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>新築戸建への改修促進等による住宅の省エネ・CO2削減支援事業(環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)</td> <td>△(補助対象が重複しない場合は併用可)</td> </tr> </tbody> </table>	補助制度	併用可否	こどもエコすまいる支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	外構部の木質化対策支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)	住宅・建築物安全ストック形成事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	戸建住宅省エネ・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅のCO2削減促進事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	次世代省エネ建材支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	住宅エコリフォーム推進事業補助金	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)	住宅・建築物省エネ改修推進事業交付金	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)	住宅の断熱性能向上のための省エネルギー促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)	新築戸建への改修促進等による住宅の省エネ・CO2削減支援事業(環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)	<p><b>子育てエコホーム支援事業と他の補助金の併用</b></p> <p>【リフォーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅(併構含む)のリフォーム工事対象とする国の補助制度との併用はできません。</li> <li>ただし、本制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合には、併用することができます。</li> </ul> <p>※ただし、事業費の25%以上の補助金を受けようとする場合は、国の補助金(住宅の省エネ・CO2削減支援事業(国庫補助))、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(国庫補助)及び既存賃貸住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)については、補助対象が重複しなければ併用が可能です。</p> <p>住宅のリフォームに係る代替的補助制度との併用の取扱いについては次の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助制度</th> <th>併用可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こどもエコすまいる支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>外構部の木質化対策支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅化リフォーム推進事業</td> <td>△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物安全ストック形成事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>戸建住宅省エネ・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅のCO2削減促進事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>次世代省エネ建材支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>既存住宅における断熱リフォーム支援事業</td> <td>△(請負工事契約が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅エコリフォーム推進事業補助金</td> <td>△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物省エネ改修推進事業交付金</td> <td>△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>住宅の断熱性能向上のための省エネルギー促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)</td> <td>△(補助対象が重複しない場合は併用可)</td> </tr> <tr> <td>新築戸建への改修促進等による住宅の省エネ・CO2削減支援事業(環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)</td> <td>△(補助対象が重複しない場合は併用可)</td> </tr> </tbody> </table>	補助制度	併用可否	こどもエコすまいる支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	外構部の木質化対策支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)	住宅・建築物安全ストック形成事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	戸建住宅省エネ・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅のCO2削減促進事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	次世代省エネ建材支援事業	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)	住宅エコリフォーム推進事業補助金	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)	住宅・建築物省エネ改修推進事業交付金	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)	住宅の断熱性能向上のための省エネルギー促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)	新築戸建への改修促進等による住宅の省エネ・CO2削減支援事業(環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)
補助制度	併用可否																																																		
こどもエコすまいる支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
外構部の木質化対策支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)																																																		
住宅・建築物安全ストック形成事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
戸建住宅省エネ・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅のCO2削減促進事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
次世代省エネ建材支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
住宅エコリフォーム推進事業補助金	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)																																																		
住宅・建築物省エネ改修推進事業交付金	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)																																																		
住宅の断熱性能向上のための省エネルギー促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)																																																		
新築戸建への改修促進等による住宅の省エネ・CO2削減支援事業(環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)																																																		
補助制度	併用可否																																																		
こどもエコすまいる支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
外構部の木質化対策支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)																																																		
住宅・建築物安全ストック形成事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
戸建住宅省エネ・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅のCO2削減促進事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
次世代省エネ建材支援事業	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)																																																		
既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)																																																		
住宅エコリフォーム推進事業補助金	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)																																																		
住宅・建築物省エネ改修推進事業交付金	△(請負工事契約が別 かつ 工事が別である場合は併用可)																																																		
住宅の断熱性能向上のための省エネルギー促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)																																																		
新築戸建への改修促進等による住宅の省エネ・CO2削減支援事業(環境省)、高効率給湯器導入促進による省エネルギー推進事業(経済産業省)	△(補助対象が重複しない場合は併用可)																																																		
2024.01.04	表紙	令和5年12月13日版	令和6年1月4日版																																																
2024.01.04	表紙	※本資料は、令和5年12月13日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。	※本資料は、令和6年1月4日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。																																																
2024.01.04	32	<p><b>基本的な申請の流れ(注文住宅の新築)</b></p> <p>○令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。</p> <p>○ただし、申請時に工事が一定以上の出来高<sup>※2</sup>に達しているとともに、別途定める期間内<sup>※3</sup>に申請、完了報告が可能なものに限ります。</p> <p><b>工事の流れ</b>      <b>補助金の手続</b></p> <p>(イ)工事請負契約      ①事業者登録 (請負工事第一号契約)      申請(予約含む)前に施工業者の基礎的権限を事務局に登録 申請書(予約含む)を事務局へ提出 ②工事着手      ②工事着手      (イ)施工業者と工事発注者は、工事請負契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結 ③工事完了      ③完了報告      (ロ)補助金の交付の予約申請が可能(任意) ④完了報告      ④完了報告      ②施工業者は、工事出来高を確認し、補助額以上の工事の完了後、事務局に交付申請 ⑤完了報告      ⑤完了報告      ③事務局の審査が完了次第、交付決定 交付決定後、所定の申請書等を添付して補助金を交付。 ⑥完了報告      ⑥完了報告      (ハ)補助金の分を工事代金への充当等により建築主に還元 建築主は、住宅の完成・引渡し後に事務局に報告</p> <p>※3 お早めの申請をお願いします。</p>	<p><b>基本的な申請の流れ(注文住宅の新築)</b></p> <p>○令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。</p> <p>○ただし、申請時に工事が一定以上の出来高<sup>※2</sup>に達しているとともに、別途定める期間内<sup>※3</sup>に申請、完了報告が可能なものに限ります。</p> <p><b>工事の流れ</b>      <b>補助金の手続</b></p> <p>(イ)工事請負契約      ①事業者登録 (請負工事第一号契約)      申請(予約含む)前に施工業者の基礎的権限を事務局に登録 申請書(予約含む)を事務局へ提出 ②工事着手      ②工事着手      (イ)施工業者と工事発注者は、工事請負契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結 ③工事完了      ③完了報告      (ロ)補助金の交付の予約申請が可能(任意) ④完了報告      ④完了報告      ②施工業者は、工事出来高を確認し、補助額以上の工事の完了後、事務局に交付申請 ⑤完了報告      ⑤完了報告      ③事務局の審査が完了次第、交付決定 交付決定後、所定の申請書等を添付して補助金を交付。 ⑥完了報告      ⑥完了報告      (ハ)補助金の分を工事代金への充当等により建築主に還元 建築主は、住宅の完成・引渡し後に事務局に報告</p> <p>※3 お早めの申請をお願いします。</p>																																																
2024.01.04	33	<p><b>基本的な申請の流れ(新築分譲住宅の購入)</b></p> <p>○令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。</p> <p>○ただし、申請時に工事が一定以上の出来高<sup>※2</sup>に達しているとともに、別途定める期間内<sup>※3</sup>に申請、完了報告が可能なものに限ります。</p> <p><b>販売の流れ</b>      <b>工事の流れ</b>      <b>補助金の手続</b></p> <p>(A)販売契約      (イ)建築工事着手      ①事業者登録 ②工事着手      ②工事着手      申請(予約含む)前に施工業者の基礎的権限を事務局に登録 申請書(予約含む)を事務局へ提出 ③工事完了      ③完了報告      (イ)施工業者と工事発注者は、工事請負契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結 ④完了報告      ④完了報告      (ロ)補助金の交付の予約申請が可能(任意) ⑤完了報告      ⑤完了報告      ②施工業者は、工事出来高を確認し、補助額以上の工事の完了後、事務局に交付申請 ⑥完了報告      ⑥完了報告      ③事務局の審査が完了次第、交付決定 交付決定後、所定の申請書等を添付して補助金を交付。 ⑦完了報告      ⑦完了報告      (ハ)補助金の分を工事代金への充当等により建築主に還元 建築主は、住宅の完成・引渡し後に事務局に報告</p> <p>※3 お早めの申請をお願いします。</p>	<p><b>基本的な申請の流れ(新築分譲住宅の購入)</b></p> <p>○令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。</p> <p>○ただし、申請時に工事が一定以上の出来高<sup>※2</sup>に達しているとともに、別途定める期間内<sup>※3</sup>に申請、完了報告が可能なものに限ります。</p> <p><b>販売の流れ</b>      <b>工事の流れ</b>      <b>補助金の手続</b></p> <p>(A)販売契約      (イ)建築工事着手      ①事業者登録 ②工事着手      ②工事着手      申請(予約含む)前に施工業者の基礎的権限を事務局に登録 申請書(予約含む)を事務局へ提出 ③工事完了      ③完了報告      (イ)施工業者と工事発注者は、工事請負契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結 ④完了報告      ④完了報告      (ロ)補助金の交付の予約申請が可能(任意) ⑤完了報告      ⑤完了報告      ②施工業者は、工事出来高を確認し、補助額以上の工事の完了後、事務局に交付申請 ⑥完了報告      ⑥完了報告      ③事務局の審査が完了次第、交付決定 交付決定後、所定の申請書等を添付して補助金を交付。 ⑦完了報告      ⑦完了報告      (ハ)補助金の分を工事代金への充当等により建築主に還元 建築主は、住宅の完成・引渡し後に事務局に報告</p> <p>※3 お早めの申請をお願いします。</p>																																																
2024.01.04	34	<p><b>基本的な申請の流れ(リフォーム)</b></p> <p>○令和5年11月2日以降に工事に着手し、令和6年12月31日までに工事が完了する住宅が補助対象です。</p> <p>○ただし、令和6年12月31日までに申請が可能なものに限ります。</p> <p><b>工事の流れ</b>      <b>補助金の手続</b></p> <p>(イ)工事請負契約      ①事業者登録 (請負工事第一号契約)      申請(予約含む)前に施工業者の基礎的権限を事務局に登録 申請書(予約含む)を事務局へ提出 ②工事着手      ②工事着手      (イ)施工業者と工事発注者は、工事請負契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結 ③工事完了      ③完了報告      (ロ)補助金の交付の予約申請が可能(任意) ④完了報告      ④完了報告      ②施工業者は、すべての工事の完了後、事務局に交付申請 ⑤完了報告      ⑤完了報告      ③事務局の審査が完了次第、交付決定 交付決定後、所定の申請書等を添付して補助金を交付。 ⑥完了報告      ⑥完了報告      (ハ)補助金の分を工事代金への充当等により建築主に還元 建築主は、住宅の完成・引渡し後に事務局に報告</p> <p>※3 お早めの申請をお願いします。</p>	<p><b>基本的な申請の流れ(リフォーム)</b></p> <p>○令和5年11月2日以降に工事に着手し、令和6年12月31日までに工事が完了する住宅が補助対象です。</p> <p>○ただし、令和6年12月31日までに申請が可能なものに限ります。</p> <p><b>工事の流れ</b>      <b>補助金の手続</b></p> <p>(イ)工事請負契約      ①事業者登録 (請負工事第一号契約)      申請(予約含む)前に施工業者の基礎的権限を事務局に登録 申請書(予約含む)を事務局へ提出 ②工事着手      ②工事着手      (イ)施工業者と工事発注者は、工事請負契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結 ③工事完了      ③完了報告      (ロ)補助金の交付の予約申請が可能(任意) ④完了報告      ④完了報告      ②施工業者は、すべての工事の完了後、事務局に交付申請 ⑤完了報告      ⑤完了報告      ③事務局の審査が完了次第、交付決定 交付決定後、所定の申請書等を添付して補助金を交付。 ⑥完了報告      ⑥完了報告      (ハ)補助金の分を工事代金への充当等により建築主に還元 建築主は、住宅の完成・引渡し後に事務局に報告</p> <p>※3 お早めの申請をお願いします。</p>																																																
2024.01.04	35	<p><b>補助金交付に必要な手続①</b></p> <p><b>1. 事業者登録の内容</b></p> <p>○令和6年1月中下旬毎事務局ホームページにおいて登録受付開始予定。</p> <p>○このホームページに登録する事業者は、反対の意見表示がなされた場合を除き、本事業の事業者登録の希望を有することを表明したものとみなし、通常より簡便に登録が可能となります。</p> <p>○事業者単位での登録(1事業者(法人又は個人事業主)で複数登録は不可)となります。</p> <p><b>【主な登録事項】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業タイプ</th> <th>注文住宅</th> <th>分譲住宅</th> <th>リフォーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者情報</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)</td> </tr> <tr> <td>事業免許等</td> <td>建築業許可(許可業者の場合)</td> <td>宅地建物取引業免許(必経)</td> <td>建築業許可/住宅リフォーム事業者団体登録(許可業者/登録団体の役員の場合)</td> </tr> </tbody> </table> <p>登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報公開</p>	事業タイプ	注文住宅	分譲住宅	リフォーム	事業者情報	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)	事業内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)	事業免許等	建築業許可(許可業者の場合)	宅地建物取引業免許(必経)	建築業許可/住宅リフォーム事業者団体登録(許可業者/登録団体の役員の場合)	<p><b>補助金交付に必要な手続①</b></p> <p><b>1. 事業者登録の内容</b></p> <p>○令和6年1月中下旬毎事務局ホームページにおいて登録受付開始予定。</p> <p>○このホームページに登録する事業者は、反対の意見表示がなされた場合を除き、本事業の事業者登録の希望を有することを表明したものとみなし、通常より簡便に登録が可能となります。</p> <p>○事業者単位での登録(1事業者(法人又は個人事業主)で複数登録は不可)となります。</p> <p><b>【主な登録事項】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業タイプ</th> <th>注文住宅</th> <th>分譲住宅</th> <th>リフォーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者情報</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)</td> </tr> <tr> <td>事業免許等</td> <td>建築業許可(許可業者の場合)</td> <td>宅地建物取引業免許(必経)</td> <td>建築業許可/住宅リフォーム事業者団体登録(許可業者/登録団体の役員の場合)</td> </tr> </tbody> </table> <p>登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報公開</p>	事業タイプ	注文住宅	分譲住宅	リフォーム	事業者情報	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)	事業内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)	事業免許等	建築業許可(許可業者の場合)	宅地建物取引業免許(必経)	建築業許可/住宅リフォーム事業者団体登録(許可業者/登録団体の役員の場合)																
事業タイプ	注文住宅	分譲住宅	リフォーム																																																
事業者情報	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)																																																
事業内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)																																																
事業免許等	建築業許可(許可業者の場合)	宅地建物取引業免許(必経)	建築業許可/住宅リフォーム事業者団体登録(許可業者/登録団体の役員の場合)																																																
事業タイプ	注文住宅	分譲住宅	リフォーム																																																
事業者情報	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)	法人：法人名称、法人番号(必経) 個人：個人名称、個人番号(必経)																																																
事業内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム)																																																
事業免許等	建築業許可(許可業者の場合)	宅地建物取引業免許(必経)	建築業許可/住宅リフォーム事業者団体登録(許可業者/登録団体の役員の場合)																																																

変更時点	該当ページ	修正前	修正後
2024.01.04	38	<p><b>3. 申請期限等（予定）</b></p> <p>令和6年 令和6年 令和6年 令和7年 令和7年 令和8年 令和8年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日 4月30日 2月28日</p> <p><b>工事の進捗</b> 基礎工事完了後の工事の工事完了 ※1 注文住宅の場合、工事開始時期に行われる工事であること</p> <p><b>事業者登録</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>補助金交付申請</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>補助金交付</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>完了報告</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p>	<p><b>3. 申請期限等（予定）</b></p> <p>令和6年 令和6年 令和6年 令和7年 令和7年 令和8年 令和8年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日 4月30日 2月28日</p> <p><b>工事の進捗</b> 基礎工事完了後の工事の工事完了 ※1 注文住宅の場合、工事開始時期に行われる工事であること</p> <p><b>事業者登録</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>補助金交付申請</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>補助金交付</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>完了報告</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p>

2024.01.04	39	<p><b>4. 申請期限等（予定）</b></p> <p>令和6年 令和6年 令和6年 令和7年 令和7年 令和8年 令和8年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日 4月30日 2月28日</p> <p><b>工事の進捗</b> 基礎工事完了後の工事の工事完了 ※1 注文住宅の場合、工事開始時期に行われる工事であること</p> <p><b>事業者登録</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>補助金交付申請</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>補助金交付</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>完了報告</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p>	<p><b>4. 申請期限等（予定）</b></p> <p>令和6年 令和6年 令和6年 令和7年 令和7年 令和8年 令和8年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日 4月30日 2月28日</p> <p><b>工事の進捗</b> 基礎工事完了後の工事の工事完了 ※1 注文住宅の場合、工事開始時期に行われる工事であること</p> <p><b>事業者登録</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>補助金交付申請</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>補助金交付</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p> <p><b>完了報告</b> 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 令和6年 1月2日 3月下旬 12月31日 3月31日 7月31日</p>
------------	----	--	--

2024.01.04	40	<p><b>おわりに</b></p> <p>今後の予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象となる建材・設備の公募<sup>※1</sup></td> <td>令和6年12月下旬 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>事業者登録の受付</td> <td>令和6年1月中旬（予定） ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定）<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>登録事業者の公開</td> <td>事業者登録後随時</td> </tr> <tr> <td>対象となる建材・設備の公募<sup>※1</sup></td> <td>令和6年2月上旬 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）</td> </tr> <tr> <td>申請期間</td> <td>令和6年3月中旬 ～ 予定上限に達するまで (遅くとも令和6年12月31日)<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 おおむねの申請をいたします。</p>	項目	スケジュール	対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年12月下旬 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定） <sup>※2</sup>	事業者登録の受付	令和6年1月中旬（予定） ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定） <sup>※2</sup>	登録事業者の公開	事業者登録後随時	対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月上旬 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）	申請期間	令和6年3月中旬 ～ 予定上限に達するまで (遅くとも令和6年12月31日) <sup>※2</sup>	<p><b>おわりに</b></p> <p>今後の予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者登録の受付</td> <td>令和6年1月中旬（予定） ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定）</td> </tr> <tr> <td>登録事業者の公開</td> <td>事業者登録後随時</td> </tr> <tr> <td>対象となる建材・設備の公募<sup>※1</sup></td> <td>令和6年2月上旬 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）</td> </tr> <tr> <td>申請期間</td> <td>令和6年3月中旬 ～ 予定上限に達するまで (遅くとも令和6年12月31日)<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 おおむねの申請をいたします。</p>	項目	スケジュール	事業者登録の受付	令和6年1月中旬（予定） ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定）	登録事業者の公開	事業者登録後随時	対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月上旬 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）	申請期間	令和6年3月中旬 ～ 予定上限に達するまで (遅くとも令和6年12月31日) <sup>※2</sup>
項目	スケジュール																								
対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年12月下旬 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定） <sup>※2</sup>																								
事業者登録の受付	令和6年1月中旬（予定） ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定） <sup>※2</sup>																								
登録事業者の公開	事業者登録後随時																								
対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月上旬 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）																								
申請期間	令和6年3月中旬 ～ 予定上限に達するまで (遅くとも令和6年12月31日) <sup>※2</sup>																								
項目	スケジュール																								
事業者登録の受付	令和6年1月中旬（予定） ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定）																								
登録事業者の公開	事業者登録後随時																								
対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月上旬 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）																								
申請期間	令和6年3月中旬 ～ 予定上限に達するまで (遅くとも令和6年12月31日) <sup>※2</sup>																								

2024.01.04	41	<p><b>お問い合わせ先</b></p> <p>事業に関するお問い合わせのコールセンターを開設しております。</p> <p>電話番号 03-6632-9955(通話料がかかります)</p> <p>※受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日含む)</p> <p><b>本制度のホームページ</b></p> <p>【子育てエコホーム支援事業について】 <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_000243.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_000243.html</a></p>	<p><b>お問い合わせ先</b></p> <p>事業に関するお問い合わせのコールセンターを開設しております。</p> <p>電話番号 0570-055-224(通話料がかかります)</p> <p>※受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日含む)</p> <p>※IP電話等からのご利用の場合 03-6625-2874</p> <p>※「先発的意ノ2024事業、給湯省エネ2024事業、質実業合給湯省エネ2024事業、子育てエコホーム支援事業」の4事業共通</p> <p><b>本制度のホームページ</b></p> <p>【子育てエコホーム支援事業ホームページ】 <a href="https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp">https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp</a></p> <p>【住宅省エネ2024キャンペーンホームページ(総合サイト)】 <a href="https://jutaku-syoen2024.mlit.go.jp">https://jutaku-syoen2024.mlit.go.jp</a></p>
------------	----	---	--

2024.02.01	表紙	令和6年1月4日版	令和6年2月1日版
2024.02.01	表紙	※本資料は、令和6年1月4日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。	※本資料は、令和6年2月1日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。

2024.02.01	32	<p><b>基本的な申請の流れ（注文住宅の新築）</b></p> <p>○ 令和5年11月2日以降に基礎工事完了後の工事に着手する住宅が補助対象です。 ○ ただし、申請時に工事が一定以上の出来高<sup>※2</sup>に達しているとともに、別途定める期間内<sup>※3</sup>に申請、完了報告が可能なものに限ります。</p> <p><b>工事の流れ</b></p> <p>(イ) 工事請負契約 (ロ) 建築工事着工 (ハ) 完成・引渡し・入居</p> <p><b>補助金の手続</b></p> <p>① 事業者登録 ② 予約申請(任意) ③ 交付申請 ④ 交付決定・補助金の交付 ⑤ 完了報告</p> <p>※4 おおむねの申請をいたします。</p>	<p><b>基本的な申請の流れ（注文住宅の新築）</b></p> <p>○ 令和5年11月2日以降に基礎工事完了後の工事に着手する住宅が補助対象です。 ○ ただし、申請時に工事が一定以上の出来高<sup>※2</sup>に達しているとともに、別途定める期間内<sup>※3</sup>に申請、完了報告が可能なものに限ります。</p> <p><b>工事の流れ</b></p> <p>(イ) 工事請負契約 (ロ) 建築工事着工 (ハ) 完成・引渡し・入居</p> <p><b>補助金の手続</b></p> <p>① 事業者登録 ② 予約申請(任意) ③ 交付申請 ④ 交付決定・補助金の交付 ⑤ 完了報告</p> <p>※4 おおむねの申請をいたします。</p>
------------	----	---	---

変更時点	該当ページ	修正前	修正後																																																																																																																
2024.02.01	33	<p><b>4. 申請手続き 基本的な申請の流れ（新築分譲住宅の購入）</b></p> <p>○ 令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着存する住宅が補助対象です。 ○ ただし、申請時に工事が一定以上の出来高<sup>※1</sup>に達しているとともに、別途定める期間内<sup>※2</sup>に申請、完了報告が可能なものに限ります。</p> <p><b>販売の流れ</b> (A)販売契約 (B)完成・引渡し・入居</p> <p><b>工事の流れ</b> (イ)建築工事着手</p> <p><b>補助金の手続</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業者登録 (令和5年11月17日) ①申請(予約含む)前に施工業者の基礎的情報を事務局に登録 (令和5年11月17日)</li> <li>②予約申請(任意) (令和5年11月17日) (A)販売事業者と購入者は、売買契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結し、補助事業の共同実施に同意する規約を締結 (令和5年11月17日)</li> <li>③交付申請 (令和5年11月17日) ②工事着手後に補助金の予約申請が可能(任意) (令和5年11月17日) 申請書提出から1週間(フォーム登録済みの場合は1週間)以内のいずれかの日までに交付申請がない場合は、申請が取り消しとなります。 (令和5年11月17日)</li> <li>④補助金の交付 (令和5年11月17日) ③販売事業者は、工事出来高を確認し、補助額以上の工事の完了後、事務局に交付申請 (令和5年11月17日) ④事務局の審査が完了次第、交付決定 (令和5年11月17日) 交付決定後、所定の請求書等に基づき補助金を交付。 (令和5年11月17日) 補助金は施工業者から事業者へ直接交付。</li> <li>⑤完了報告 (令和5年11月17日) ⑤補助金の交付決定後、事業者等により購入者に通知 (令和5年11月17日) ⑥販売事業者は、住宅の完成・引渡し後に事務局に報告 (令和5年11月17日)</li> </ol> <p>※3 お早めの申請をお願いします。</p>	<p><b>4. 申請手続き 基本的な申請の流れ（新築分譲住宅の購入）</b></p> <p>○ 令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着存する住宅が補助対象です。 ○ ただし、申請時に工事が一定以上の出来高<sup>※1</sup>に達しているとともに、別途定める期間内<sup>※2</sup>に申請、完了報告が可能なものに限ります。</p> <p><b>販売の流れ</b> (A)販売契約 (B)完成・引渡し・入居</p> <p><b>工事の流れ</b> (イ)建築工事着手</p> <p><b>補助金の手続</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業者登録 (令和5年11月17日) ①申請(予約含む)前に施工業者の基礎的情報を事務局に登録 (令和5年11月17日)</li> <li>②予約申請(任意) (令和5年11月17日) (A)販売事業者と購入者は、売買契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結し、補助事業の共同実施に同意する規約を締結 (令和5年11月17日)</li> <li>③交付申請 (令和5年11月17日) ②工事着手後に補助金の予約申請が可能(任意) (令和5年11月17日) 申請書提出から1週間(フォーム登録済みの場合は1週間)以内のいずれかの日までに交付申請がない場合は、申請が取り消しとなります。 (令和5年11月17日)</li> <li>④補助金の交付 (令和5年11月17日) ③販売事業者は、工事出来高を確認し、補助額以上の工事の完了後、事務局に交付申請 (令和5年11月17日) ④事務局の審査が完了次第、交付決定 (令和5年11月17日) 交付決定後、所定の請求書等に基づき補助金を交付。 (令和5年11月17日) 補助金は施工業者から事業者へ直接交付。</li> <li>⑤完了報告 (令和5年11月17日) ⑤補助金の交付決定後、事業者等により購入者に通知 (令和5年11月17日) ⑥販売事業者は、住宅の完成・引渡し後に事務局に報告 (令和5年11月17日)</li> </ol> <p>※3 お早めの申請をお願いします。</p>																																																																																																																
2024.02.01	34	<p><b>4. 申請手続き 基本的な申請の流れ（リフォーム）</b></p> <p>○ 令和5年11月2日以降に工事に着手し、令和6年12月31日までに工事が完了する住宅が補助対象です。 ○ ただし、令和6年12月31日までに申請が可能なものに限ります。</p> <p><b>工事の流れ</b> (イ)工事開始 (ロ)工事完了・引渡し</p> <p><b>補助金の手続</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業者登録 (令和5年11月17日) ①申請(予約含む)前に施工業者の基礎的情報を事務局に登録 (令和5年11月17日)</li> <li>②予約申請(任意) (令和5年11月17日) (イ)施工業者と工事発注者は、工事費契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結 (令和5年11月17日)</li> <li>③交付申請 (令和5年11月17日) ②工事着手後に補助金の予約申請が可能(任意) (令和5年11月17日) 申請書提出から1週間(フォーム登録済みの場合は1週間)以内のいずれかの日までに交付申請がない場合は、申請が取り消しとなります。 (令和5年11月17日)</li> <li>④交付決定・補助金の交付 (令和5年11月17日) ③施工業者は、すべての工事の完了後、事務局に交付申請 (令和5年11月17日) ④事務局の審査が完了次第、交付決定 (令和5年11月17日) 交付決定後、所定の請求書等に基づき補助金を交付。 (令和5年11月17日) 補助金は施工業者から事業者へ直接交付。</li> </ol> <p>※3 お早めの申請をお願いします。</p>	<p><b>4. 申請手続き 基本的な申請の流れ（リフォーム）</b></p> <p>○ 令和5年11月2日以降に工事に着手し、令和6年12月31日までに工事が完了する住宅が補助対象です。 ○ ただし、令和6年12月31日までに申請が可能なものに限ります。</p> <p><b>工事の流れ</b> (イ)工事開始 (ロ)工事完了・引渡し</p> <p><b>補助金の手続</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業者登録 (令和5年11月17日) ①申請(予約含む)前に施工業者の基礎的情報を事務局に登録 (令和5年11月17日)</li> <li>②予約申請(任意) (令和5年11月17日) (イ)施工業者と工事発注者は、工事費契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結 (令和5年11月17日)</li> <li>③交付申請 (令和5年11月17日) ②工事着手後に補助金の予約申請が可能(任意) (令和5年11月17日) 申請書提出から1週間(フォーム登録済みの場合は1週間)以内のいずれかの日までに交付申請がない場合は、申請が取り消しとなります。 (令和5年11月17日)</li> <li>④交付決定・補助金の交付 (令和5年11月17日) ③施工業者は、すべての工事の完了後、事務局に交付申請 (令和5年11月17日) ④事務局の審査が完了次第、交付決定 (令和5年11月17日) 交付決定後、所定の請求書等に基づき補助金を交付。 (令和5年11月17日) 補助金は施工業者から事業者へ直接交付。</li> </ol> <p>※3 お早めの申請をお願いします。</p>																																																																																																																
2024.02.01	35	<p><b>4. 申請手続き 補助金交付に必要な手続き①</b></p> <p><b>1. 事業者登録の内容</b></p> <p>○ 令和6年1月17日より事務局ホームページにおいて登録受付開始予定。 ○ エコエネさい支援事業認定住宅等(2023年10月1日)の登録事業者は、反対の意思表示がなされた場合を除き、本事業の事業者登録の希望を有することを表明したものとみなし、通常よりも簡易に登録が可能となります。 ○ 事業者単位での登録(1事業者(法人又は個人事業主)で複数登録は不可)となります。</p> <p><b>【主な登録事項】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業タイプ</th> <th>新築</th> <th>分譲住宅</th> <th>リフォーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者情報</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)</td> </tr> <tr> <td>事業免許等</td> <td>建設業許可 (許可業者の場合)</td> <td>宅地建物取引業免許 (必須)</td> <td>建設業許可/住宅リフォーム事業者団体登録 (許可業者/登録団体の構成員の場合)</td> </tr> </tbody> </table> <p>登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報を公開</p>	事業タイプ	新築	分譲住宅	リフォーム	事業者情報	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明	事業内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)	事業免許等	建設業許可 (許可業者の場合)	宅地建物取引業免許 (必須)	建設業許可/住宅リフォーム事業者団体登録 (許可業者/登録団体の構成員の場合)	<p><b>4. 申請手続き 補助金交付に必要な手続き①</b></p> <p><b>1. 事業者登録の内容</b></p> <p>○ 令和6年1月17日より事務局ホームページにおいて登録受付開始。 ○ エコエネさい支援事業認定住宅等(2023年10月1日)の登録事業者は、反対の意思表示がなされた場合を除き、本事業の事業者登録の希望を有することを表明したものとみなし、通常よりも簡易に登録が可能となります。 ○ 事業者単位での登録(1事業者(法人又は個人事業主)で複数登録は不可)となります。</p> <p><b>【主な登録事項】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業タイプ</th> <th>新築</th> <th>分譲住宅</th> <th>リフォーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者情報</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明</td> <td>法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)</td> <td>・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)</td> </tr> <tr> <td>事業免許等</td> <td>建設業許可 (許可業者の場合)</td> <td>宅地建物取引業免許 (必須)</td> <td>建設業許可/住宅リフォーム事業者団体登録 (許可業者/登録団体の構成員の場合)</td> </tr> </tbody> </table> <p>登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報を公開</p>	事業タイプ	新築	分譲住宅	リフォーム	事業者情報	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明	事業内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)	事業免許等	建設業許可 (許可業者の場合)	宅地建物取引業免許 (必須)	建設業許可/住宅リフォーム事業者団体登録 (許可業者/登録団体の構成員の場合)																																																																																
事業タイプ	新築	分譲住宅	リフォーム																																																																																																																
事業者情報	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明																																																																																																																
事業内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)																																																																																																																
事業免許等	建設業許可 (許可業者の場合)	宅地建物取引業免許 (必須)	建設業許可/住宅リフォーム事業者団体登録 (許可業者/登録団体の構成員の場合)																																																																																																																
事業タイプ	新築	分譲住宅	リフォーム																																																																																																																
事業者情報	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明	法人：法人名称、法人番号(必要書類)法人登記の登録事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名(必要書類)事業主の印鑑証明																																																																																																																
事業内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)																																																																																																																
事業免許等	建設業許可 (許可業者の場合)	宅地建物取引業免許 (必須)	建設業許可/住宅リフォーム事業者団体登録 (許可業者/登録団体の構成員の場合)																																																																																																																
2024.02.01	38	<p><b>4. 申請手続き 申請期限等（予定）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請の時期</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> <th>令和7年</th> <th>令和8年</th> <th>令和9年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎工事より後の工程の工事着手</td> <td>11月2日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>事業者登録</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>予約申請</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>交付申請</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>完了報告</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> </tbody> </table>	申請の時期	令和5年	令和6年	令和6年	令和7年	令和7年	令和8年	令和9年	基礎工事より後の工程の工事着手	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日	事業者登録	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日	予約申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日	交付申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日	補助金交付	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日	完了報告	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日	<p><b>4. 申請手続き 申請期限等（予定）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請の時期</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> <th>令和7年</th> <th>令和8年</th> <th>令和9年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎工事より後の工程の工事着手</td> <td>11月2日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>事業者登録</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>予約申請</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>交付申請</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>完了報告</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> <td>7月31日</td> <td>4月30日</td> <td>2月28日</td> </tr> </tbody> </table>	申請の時期	令和5年	令和6年	令和6年	令和7年	令和7年	令和8年	令和9年	基礎工事より後の工程の工事着手	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日	事業者登録	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日	予約申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日	交付申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日	補助金交付	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日	完了報告	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日
申請の時期	令和5年	令和6年	令和6年	令和7年	令和7年	令和8年	令和9年																																																																																																												
基礎工事より後の工程の工事着手	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
事業者登録	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
予約申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
交付申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
補助金交付	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
完了報告	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
申請の時期	令和5年	令和6年	令和6年	令和7年	令和7年	令和8年	令和9年																																																																																																												
基礎工事より後の工程の工事着手	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
事業者登録	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
予約申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
交付申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
補助金交付	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
完了報告	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	7月31日	4月30日	2月28日																																																																																																												
2024.02.01	39	<p><b>4. 申請手続き 申請期限等（予定）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約書の購入</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存住宅の購入</td> <td>11月2日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>工事着手</td> <td>11月2日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>事業者登録</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>予約申請</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>交付申請</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	契約書の購入	令和5年	令和6年	令和6年	令和7年	既存住宅の購入	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日	工事着手	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日	事業者登録	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	予約申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	交付申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	補助金交付	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	<p><b>4. 申請手続き 申請期限等（予定）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約書の購入</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存住宅の購入</td> <td>11月2日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>工事着手</td> <td>11月2日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>事業者登録</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>予約申請</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>交付申請</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td>11月17日</td> <td>3月中下旬</td> <td>12月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	契約書の購入	令和5年	令和6年	令和6年	令和7年	既存住宅の購入	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日	工事着手	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日	事業者登録	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	予約申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	交付申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日	補助金交付	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																										
契約書の購入	令和5年	令和6年	令和6年	令和7年																																																																																																															
既存住宅の購入	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															
工事着手	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															
事業者登録	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															
予約申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															
交付申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															
補助金交付	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															
契約書の購入	令和5年	令和6年	令和6年	令和7年																																																																																																															
既存住宅の購入	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															
工事着手	11月2日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															
事業者登録	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															
予約申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															
交付申請	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															
補助金交付	11月17日	3月中下旬	12月31日	3月31日																																																																																																															

変更時点	該当ページ	修正前	修正後																				
2024.02.01	40	<p><b>おわりに</b></p> <p>今後の予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者登録の受付</td> <td>令和6年1月中旬(予定) ～ 速くとも令和6年12月31日(予定)</td> </tr> <tr> <td>登録事業者の公開</td> <td>事業者登録後随時</td> </tr> <tr> <td>対象となる建材・設備の公募<sup>※1</sup></td> <td>令和6年2月上旬</td> </tr> <tr> <td>申請期間</td> <td>速くとも令和6年11月30日(予定) ～ 令和6年3月中下旬 ～ 予算上限に達するまで (速くとも令和6年12月31日)<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 おおむねの申請をお願いします。</p>	項目	スケジュール	事業者登録の受付	令和6年1月中旬(予定) ～ 速くとも令和6年12月31日(予定)	登録事業者の公開	事業者登録後随時	対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月上旬	申請期間	速くとも令和6年11月30日(予定) ～ 令和6年3月中下旬 ～ 予算上限に達するまで (速くとも令和6年12月31日) <sup>※2</sup>	<p><b>おわりに</b></p> <p>今後の予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者登録の受付</td> <td>令和6年1月17日 ～ 速くとも令和6年12月31日(予定)</td> </tr> <tr> <td>登録事業者の公開</td> <td>事業者登録後随時</td> </tr> <tr> <td>対象となる建材・設備の公募<sup>※1</sup></td> <td>令和6年2月1日</td> </tr> <tr> <td>申請期間</td> <td>速くとも令和6年11月30日(予定) ～ 令和6年3月中下旬 ～ 予算上限に達するまで (速くとも令和6年12月31日)<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 おおむねの申請をお願いします。</p>	項目	スケジュール	事業者登録の受付	令和6年1月17日 ～ 速くとも令和6年12月31日(予定)	登録事業者の公開	事業者登録後随時	対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月1日	申請期間	速くとも令和6年11月30日(予定) ～ 令和6年3月中下旬 ～ 予算上限に達するまで (速くとも令和6年12月31日) <sup>※2</sup>
項目	スケジュール																						
事業者登録の受付	令和6年1月中旬(予定) ～ 速くとも令和6年12月31日(予定)																						
登録事業者の公開	事業者登録後随時																						
対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月上旬																						
申請期間	速くとも令和6年11月30日(予定) ～ 令和6年3月中下旬 ～ 予算上限に達するまで (速くとも令和6年12月31日) <sup>※2</sup>																						
項目	スケジュール																						
事業者登録の受付	令和6年1月17日 ～ 速くとも令和6年12月31日(予定)																						
登録事業者の公開	事業者登録後随時																						
対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月1日																						
申請期間	速くとも令和6年11月30日(予定) ～ 令和6年3月中下旬 ～ 予算上限に達するまで (速くとも令和6年12月31日) <sup>※2</sup>																						
2024.02.01	68	<p><b>(参考6) リフォーム工事における3省連携について</b> <small>リフォーム</small></p> <p>リフォーム工事については、国土交通省、経済産業省及び環境省が連携することで、下記の事業をワンストップで利用可能(併用可)とします。</p> <p>(1) 断熱窓への改修促進等による住宅省エネ・省CO2加速支援事業(環境省) (2) 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(経済産業省) (3) 既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省) (4) 子育てエコホーム支援事業(国土交通省)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>補助対象</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①省エネ改修</td> <td> <p>1) 高断熱窓の設置 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器の設置 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p> </td> <td> <p>高性能の断熱窓 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p> </td> <td> <p>リフォーム工事内容に応じて 定額(補助率1/2相当等) 上限20万円/戸 実額(下記は主な補助額) (a)40万円、(b)3万円、(c)20万円 実額(下記は主な補助額) (a)10万円/台、(b)13万円/台、(c)10万円/台 追加分補助額5万円/台 追加分補助額あり7万円</p> </td> </tr> <tr> <td>②その他のリフォーム工事 (①1～3)のいずれかの工事を行った場合に限り</td> <td>住宅の子育て対応改修、バリアリフォーム改修、防災対策改修、防災機能付きエアコン設置工事等</td> <td>子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外 子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外</td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	補助対象	補助額	①省エネ改修	<p>1) 高断熱窓の設置 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器の設置 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p>	<p>高性能の断熱窓 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p>	<p>リフォーム工事内容に応じて 定額(補助率1/2相当等) 上限20万円/戸 実額(下記は主な補助額) (a)40万円、(b)3万円、(c)20万円 実額(下記は主な補助額) (a)10万円/台、(b)13万円/台、(c)10万円/台 追加分補助額5万円/台 追加分補助額あり7万円</p>	②その他のリフォーム工事 (①1～3)のいずれかの工事を行った場合に限り	住宅の子育て対応改修、バリアリフォーム改修、防災対策改修、防災機能付きエアコン設置工事等	子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外 子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外	<p><b>(参考6) リフォーム工事における3省連携について</b> <small>リフォーム</small></p> <p>リフォーム工事については、国土交通省、経済産業省及び環境省が連携することで、下記の事業をワンストップで利用可能(併用可)とします。</p> <p>(1) 断熱窓への改修促進等による住宅省エネ・省CO2加速支援事業(環境省) (2) 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(経済産業省) (3) 既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省) (4) 子育てエコホーム支援事業(国土交通省)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>補助対象</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①省エネ改修</td> <td> <p>1) 高断熱窓の設置 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器の設置 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p> </td> <td> <p>高性能の断熱窓 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p> </td> <td> <p>リフォーム工事内容に応じて 定額(補助率1/2相当等) 上限20万円/戸 実額(下記は主な補助額) (a)10万円/台、(b)13万円/台、(c)10万円/台 追加分補助額5万円/台 追加分補助額あり7万円</p> </td> </tr> <tr> <td>②その他のリフォーム工事 (①1～3)のいずれかの工事を行った場合に限り</td> <td>住宅の子育て対応改修、バリアリフォーム改修、防災対策改修、防災機能付きエアコン設置工事等</td> <td>子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外 子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外</td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	補助対象	補助額	①省エネ改修	<p>1) 高断熱窓の設置 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器の設置 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p>	<p>高性能の断熱窓 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p>	<p>リフォーム工事内容に応じて 定額(補助率1/2相当等) 上限20万円/戸 実額(下記は主な補助額) (a)10万円/台、(b)13万円/台、(c)10万円/台 追加分補助額5万円/台 追加分補助額あり7万円</p>	②その他のリフォーム工事 (①1～3)のいずれかの工事を行った場合に限り	住宅の子育て対応改修、バリアリフォーム改修、防災対策改修、防災機能付きエアコン設置工事等	子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外 子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外
工事内容	補助対象	補助額																					
①省エネ改修	<p>1) 高断熱窓の設置 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器の設置 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p>	<p>高性能の断熱窓 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p>	<p>リフォーム工事内容に応じて 定額(補助率1/2相当等) 上限20万円/戸 実額(下記は主な補助額) (a)40万円、(b)3万円、(c)20万円 実額(下記は主な補助額) (a)10万円/台、(b)13万円/台、(c)10万円/台 追加分補助額5万円/台 追加分補助額あり7万円</p>																				
②その他のリフォーム工事 (①1～3)のいずれかの工事を行った場合に限り	住宅の子育て対応改修、バリアリフォーム改修、防災対策改修、防災機能付きエアコン設置工事等	子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外 子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外																					
工事内容	補助対象	補助額																					
①省エネ改修	<p>1) 高断熱窓の設置 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器の設置 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p>	<p>高性能の断熱窓 [断熱窓(40mm以上)設置]、[断熱窓(40mm未満)設置] 高効率給湯器 [給湯器(熱効率95%以上)設置]、[給湯器(熱効率90%以上)設置] 開口部・躯体等の省エネ改修工事 [窓・ドアの断熱性能向上]、[開口部躯体の断熱性能向上]</p>	<p>リフォーム工事内容に応じて 定額(補助率1/2相当等) 上限20万円/戸 実額(下記は主な補助額) (a)10万円/台、(b)13万円/台、(c)10万円/台 追加分補助額5万円/台 追加分補助額あり7万円</p>																				
②その他のリフォーム工事 (①1～3)のいずれかの工事を行った場合に限り	住宅の子育て対応改修、バリアリフォーム改修、防災対策改修、防災機能付きエアコン設置工事等	子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外 子育てエコホーム支援事業 ※断熱リフォームは対象外																					
2024.02.29	表紙	令和6年2月1日版	令和6年2月29日版																				
2024.02.29	表紙	※本資料は、令和6年2月1日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。	※本資料は、令和6年2月29日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。																				
2024.02.29	7	<p><b>3. 補助対象の省エネ改修工事 対象住宅の性能要件等</b> <small>新築</small></p> <p><b>新築</b></p> <p>(1) 世帯要件 子育て世帯又は若者夫婦世帯</p> <p>(2) 対象住宅の性能・延べ面積等 次の①②のいずれか、かつ③～⑤のすべてに該当すること</p> <p>① 長期優良住宅 長期にわたって良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの(2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したもの又は登録住宅性能評価機関に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く))</p> <p>② ZEH住宅 強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量が20%以上の一次エネルギー消費量が削減された性能を有するZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定長期優良住宅、性能向上計画認定住宅に該当します。</p> <p>③ 戸別の延べ面積が50㎡以上240㎡以下(床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(吹き抜け、バルコニー及び多用途の一部を除く))に該当します。なお、1階にのみ階段が存在する場合、階段の下り及び収納のスペースは除外し、以下同じの扱いとする。</p> <p>④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成19年法律第27号)に基づき土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域)に指定されているもの(平成24年法律第22号「建築物等の構造に関する法律」に基づき土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されているもの(平成24年法律第22号「建築物等の構造に関する法律」に基づき土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されているもの)を除く)</p> <p>⑤ 国土交通省が定める「子育てエコホーム支援事業」の対象となるもの(子育てエコホーム支援事業の対象となるもの)に該当するもの</p> <p>(注) 交付申請に際し、住宅の性能を証明する書類が必要になります。</p>	<p><b>3. 補助対象の省エネ改修工事 対象住宅の性能要件等</b> <small>新築</small></p> <p><b>新築</b></p> <p>(1) 世帯要件 子育て世帯又は若者夫婦世帯</p> <p>(2) 対象住宅の性能・延べ面積等 次の①②のいずれか、かつ③～⑤のすべてに該当すること</p> <p>① 長期優良住宅 長期にわたって良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの(2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したもの又は登録住宅性能評価機関に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く))</p> <p>② ZEH住宅 強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量が20%以上の一次エネルギー消費量が削減された性能を有するZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定長期優良住宅、性能向上計画認定住宅に該当します。</p> <p>③ 戸別の延べ面積が50㎡以上240㎡以下(床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(吹き抜け、バルコニー及び多用途の一部を除く))に該当します。なお、1階にのみ階段が存在する場合、階段の下り及び収納のスペースは除外し、以下同じの扱いとする。</p> <p>④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成19年法律第27号)に基づき土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域)に指定されているもの(平成24年法律第22号「建築物等の構造に関する法律」に基づき土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されているもの)を除く)</p> <p>⑤ 国土交通省が定める「子育てエコホーム支援事業」の対象となるもの(子育てエコホーム支援事業の対象となるもの)に該当するもの</p> <p>(注) 交付申請に際し、住宅の性能を証明する書類が必要になります。</p>																				
2024.02.29	10	<p><b>3. 補助対象 補助額</b> <small>新築</small></p> <p><b>新築</b></p> <p>(1) 対象住宅 ・長期優良住宅 長期にわたって良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの(2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したもの又は登録住宅性能評価機関に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く))</p> <p>・ZEH住宅 強化外皮基準かつ再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費量が20%以上(20%)に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定長期優良住宅、性能向上計画認定住宅</p> <p>(2) 補助額 長期優良住宅: 100万円/戸<sup>※</sup> ZEH住宅: 80万円/戸<sup>※</sup></p> <p>※以下の①かつ②に該当する区域に在りし場合、 ①長期優良住宅(100万円/戸)、ZEH住宅(80万円/戸)とする ①市街化調整区域 ②土砂災害警戒区域又は洪水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮洪水想定区域における浸水深が3m以上の区域をいう。)</p>	<p><b>3. 補助対象 補助額</b> <small>新築</small></p> <p><b>新築</b></p> <p>(1) 対象住宅 ・長期優良住宅 長期にわたって良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの(2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したもの又は登録住宅性能評価機関に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く))</p> <p>・ZEH住宅 強化外皮基準かつ再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費量が20%以上(20%)に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定長期優良住宅、性能向上計画認定住宅</p> <p>(2) 補助額 住宅の性能 1戸あたり補助額 特定立地における補助額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の性能</th> <th>1戸あたり補助額</th> <th>特定立地における補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期優良住宅</td> <td>100,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>ZEH住宅</td> <td>80,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定の立地は、以下の①かつ②に該当する区域に在りし場合、 ①市街化調整区域 ②土砂災害警戒区域又は洪水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮洪水想定区域における浸水深が3m以上の区域をいう。)</p>	住宅の性能	1戸あたり補助額	特定立地における補助額	長期優良住宅	100,000円	80,000円	ZEH住宅	80,000円	400,000円											
住宅の性能	1戸あたり補助額	特定立地における補助額																					
長期優良住宅	100,000円	80,000円																					
ZEH住宅	80,000円	400,000円																					
2024.02.29	18	<p><b>3. 補助対象 断熱改修の例</b> <small>リフォーム</small></p> <p><b>断熱改修の例</b></p> <p><b>開口部の断熱改修</b></p> <p>ガラス交換 内部設置 外窓交換</p> <p>単層ガラス入りサッシのガラスを換装ガラスに交換 既存サッシの内側に断熱材の内容を設置 古いサッシを捨て取外し、新しい断熱窓を取り付け</p> <p>外壁、屋根・天井又は床の断熱改修</p> <p>外壁の断熱改修 天井の断熱改修</p> <p>既存の外壁の断熱材を撤去し、断熱材を施工 既存天井の断熱材を撤去し、断熱材を施工 既存天井をそのままに吹込断熱等を施工</p> <p>※ 事務局に登録された製品の製品を使用した工事のみが対象です。</p>	<p><b>3. 補助対象 断熱改修の例</b> <small>リフォーム</small></p> <p><b>断熱改修の例</b></p> <p><b>開口部の断熱改修</b></p> <p>ガラス交換 内部設置 外窓交換</p> <p>単層ガラス入りサッシのガラスを換装ガラスに交換 既存サッシの内側に断熱材の内容を設置(断熱材が60mm以上厚に設置するものに限る) 古いサッシを捨て取外し、新しい断熱窓を取り付け</p> <p>外壁、屋根・天井又は床の断熱改修</p> <p>外壁の断熱改修 天井の断熱改修</p> <p>既存の外壁の断熱材を撤去し、断熱材を施工 既存天井の断熱材を撤去し、断熱材を施工 既存天井をそのままに吹込断熱等を施工</p> <p>※ 事務局に登録された製品の製品を使用した工事のみが対象です。</p>																				

変更時点 2024.02.29  
該当ページ 44

修正前

(参考1) 申請書の主な添付書類等 (注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入)
(1) 注文住宅の新築
(2) 新築分譲住宅の購入
表: 提出が必要な場合, 基本的な添付書類, 申請書, 予約金, 完了済
注: 1) 申請書の提出, 2) 申請書の提出, 3) 申請書の提出, 4) 申請書の提出

修正後

(参考1) 申請書の主な添付書類等 (注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入)
(1) 注文住宅の新築
(2) 新築分譲住宅の購入
表: 提出が必要な場合, 基本的な添付書類, 申請書, 予約金, 完了済
注: 1) 申請書の提出, 2) 申請書の提出, 3) 申請書の提出, 4) 申請書の提出

2024.02.29 46

(参考1) 申請書の提出要件
住宅の性能を証明する住宅証明書等

住宅の性能を証明する住宅証明書等
以下のいずれかの書類により、当該住宅が子育てエコホーム支援事業の対象住宅であることを証明します。
注文住宅の新築、新築分譲住宅
表: 分類, 確認書類, 発行機関
ZEH住宅: 長期優良住宅, ZEH住宅, 性能向上計画

(参考1) 申請書の提出要件
住宅の性能を証明する住宅証明書等

住宅の性能を証明する住宅証明書等
以下のいずれかの書類により、当該住宅が子育てエコホーム支援事業の対象住宅であることを証明します。
注文住宅の新築、新築分譲住宅
表: 分類, 確認書類, 発行機関
ZEH住宅: 長期優良住宅, ZEH住宅, 性能向上計画

2024.02.29 59

(参考1) 法の掲載品の併用
子育てエコホーム支援事業と他の補助金の併用

子育てエコホーム支援事業と他の補助金の併用
【留意事項】
原則として、本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
【注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入】
住宅の本体工事の全部又は一部が対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
表: 補助制度, 併用可否
住まいる復興給付金, 外構部の木質化対策支援事業, 地域型住宅グリーン化事業, LOCM住宅整備推進事業, 戸建住宅ネット・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2促進事業, 集合住宅の省CO2促進事業

(参考1) 法の掲載品の併用
子育てエコホーム支援事業と他の補助金の併用

子育てエコホーム支援事業と他の補助金の併用
【留意事項】
原則として、本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
【注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入】
住宅の本体工事の全部又は一部が対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
表: 補助制度, 併用可否
住まいる復興給付金, 地域型住宅グリーン化事業, LOCM住宅整備推進事業, 戸建住宅ネット・ゼロエネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2促進事業, 集合住宅の省CO2促進事業

2024.02.29 62

(参考4) 土砂災害警戒(特別警戒)区域の判定方法

(参考4) 土砂災害警戒(特別警戒)区域の判定方法
土砂災害(特別)警戒区域とは
本事業の新築住宅として区域内となる判定基準
確認方法
表: 判定基準
土砂災害(特別)警戒区域とは: 土砂災害防止法に基づき、避難に配慮を要する方が利用する既設避難用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発行為から規制している開発行為が特に高いものに対する特定、特定の開発行為が許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。
判定基準: 1) 判定基準, 2) 判定基準
確認方法: 建築士が確認し、出発高確認書に記載の上、交付申請時に提出。

(参考4) 土砂災害警戒(特別警戒)区域の判定方法

(参考4) 土砂災害警戒(特別警戒)区域の判定方法
土砂災害(特別)警戒区域とは
本事業の新築住宅として区域内となる判定基準
確認方法
表: 判定基準
土砂災害(特別)警戒区域とは: 土砂災害防止法に基づき、避難に配慮を要する方が利用する既設避難用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発行為から規制している開発行為が特に高いものに対する特定、特定の開発行為が許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。
判定基準: 1) 判定基準, 2) 判定基準
確認方法: 建築士が確認し、出発高確認書に記載の上、交付申請時に提出。

2024.02.29 63

(参考4) 洪水想定区域の判定方法

(参考4) 洪水想定区域の判定方法
洪水(高潮)洪水想定区域とは
本事業の新築住宅として区域内となる判定基準
確認方法
表: 判定基準
洪水(高潮)洪水想定区域とは: 洪水想定区域(水防法に基づき、洪水予測河川及び水位調節河川に指定された河川において洪水が発生し、その洪水により方が一定量以上浸水した場合、高潮洪水想定区域(水防法に基づき、想定し得る最大規模の高潮による浸水が発生した場合に浸水が想定される区域)。
判定基準: 1) 判定基準, 2) 判定基準
確認方法: 建築士が確認し、出発高確認書に記載の上、交付申請時に提出。

(参考4) 洪水想定区域の判定方法

(参考4) 洪水想定区域の判定方法
洪水(高潮)洪水想定区域とは
本事業の新築住宅として区域内となる判定基準
確認方法
表: 判定基準
洪水(高潮)洪水想定区域とは: 洪水想定区域(水防法に基づき、洪水予測河川及び水位調節河川に指定された河川において洪水が発生し、その洪水により方が一定量以上浸水した場合、高潮洪水想定区域(水防法に基づき、想定し得る最大規模の高潮による浸水が発生した場合に浸水が想定される区域)。
判定基準: 1) 判定基準, 2) 判定基準
確認方法: 建築士が確認し、出発高確認書に記載の上、交付申請時に提出。

変更時点	該当ページ	修正前	修正後																																																																																				
2024.02.29	69		<p style="text-align: center;"><b>【参考7】</b> 出窓の取り付け部に設置する 内窓の取り扱い</p>																																																																																				
2024.02.29	70		<p style="text-align: center;"><b>【参考7】 出窓の取り付け部に設置する内窓の取り扱い</b> <span style="float: right;">リフォーム</span></p> <p>本集巻における「内容設置」とは、既存窓の内側に新たに内窓を新設する、または既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換する工事といたします。 ただし、外皮部分に位置する開口面から室内側へ50cm以内に窓枠を設置するものに限り、開口面とは外窓（複数のサッシで構成された出窓を含む）やドアを設置するために外壁に空けられた開口に対して、周囲の壁面を延長してできる図をいいます。</p>																																																																																				
2024.04.02	表紙	令和6年2月29日版	令和6年4月2日版																																																																																				
2024.04.02	表紙	※本資料は、令和6年2月29日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。	※本資料は、令和6年4月2日時点のものです。今後修正を加えたものは、国土交通省のホームページ等において、公表します。																																																																																				
2024.04.02	38	<p><b>4.申請手続の申請期限等（予定）</b> <span style="float: right;">新装</span></p> <table border="1"> <tr> <th>申請手続</th> <th>令和6年 11月2日</th> <th>令和6年 3月31日</th> <th>令和6年 7月31日</th> <th>令和6年 11月30日</th> <th>令和6年 4月28日</th> <th>令和6年 2月28日</th> </tr> <tr> <td>基礎工事より後の工事着手</td> <td colspan="6">遅くとも令和6年4月3日まで</td> </tr> <tr> <td>事業者登録</td> <td colspan="6">遅くとも令和6年2月3日まで</td> </tr> <tr> <td>補助金交付申請</td> <td>令和6年 3月中旬</td> <td>令和6年 3月中旬</td> <td>令和6年 3月中旬</td> <td>令和6年 3月中旬</td> <td>令和6年 3月中旬</td> <td>令和6年 3月中旬</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td colspan="6">遅くとも令和6年4月3日まで</td> </tr> <tr> <td>完了報告</td> <td colspan="6">遅くとも令和6年4月3日まで</td> </tr> </table>	申請手続	令和6年 11月2日	令和6年 3月31日	令和6年 7月31日	令和6年 11月30日	令和6年 4月28日	令和6年 2月28日	基礎工事より後の工事着手	遅くとも令和6年4月3日まで						事業者登録	遅くとも令和6年2月3日まで						補助金交付申請	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	補助金交付	遅くとも令和6年4月3日まで						完了報告	遅くとも令和6年4月3日まで						<p><b>4.申請手続の申請期限等（予定）</b> <span style="float: right;">新装</span></p> <table border="1"> <tr> <th>申請手続</th> <th>令和6年 11月2日</th> <th>令和6年 4月2日</th> <th>令和6年 7月31日</th> <th>令和6年 10月31日</th> <th>令和6年 3月31日</th> <th>令和6年 2月28日</th> </tr> <tr> <td>基礎工事より後の工事着手</td> <td colspan="6">遅くとも令和6年10月3日まで</td> </tr> <tr> <td>事業者登録</td> <td colspan="6">遅くとも令和6年2月3日まで</td> </tr> <tr> <td>補助金交付申請</td> <td>令和6年 4月2日</td> <td>令和6年 4月2日</td> <td>令和6年 4月2日</td> <td>令和6年 4月2日</td> <td>令和6年 4月2日</td> <td>令和6年 4月2日</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td colspan="6">遅くとも令和6年4月3日まで</td> </tr> <tr> <td>完了報告</td> <td colspan="6">遅くとも令和6年4月3日まで</td> </tr> </table>	申請手続	令和6年 11月2日	令和6年 4月2日	令和6年 7月31日	令和6年 10月31日	令和6年 3月31日	令和6年 2月28日	基礎工事より後の工事着手	遅くとも令和6年10月3日まで						事業者登録	遅くとも令和6年2月3日まで						補助金交付申請	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	補助金交付	遅くとも令和6年4月3日まで						完了報告	遅くとも令和6年4月3日まで					
申請手続	令和6年 11月2日	令和6年 3月31日	令和6年 7月31日	令和6年 11月30日	令和6年 4月28日	令和6年 2月28日																																																																																	
基礎工事より後の工事着手	遅くとも令和6年4月3日まで																																																																																						
事業者登録	遅くとも令和6年2月3日まで																																																																																						
補助金交付申請	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬																																																																																	
補助金交付	遅くとも令和6年4月3日まで																																																																																						
完了報告	遅くとも令和6年4月3日まで																																																																																						
申請手続	令和6年 11月2日	令和6年 4月2日	令和6年 7月31日	令和6年 10月31日	令和6年 3月31日	令和6年 2月28日																																																																																	
基礎工事より後の工事着手	遅くとも令和6年10月3日まで																																																																																						
事業者登録	遅くとも令和6年2月3日まで																																																																																						
補助金交付申請	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日																																																																																	
補助金交付	遅くとも令和6年4月3日まで																																																																																						
完了報告	遅くとも令和6年4月3日まで																																																																																						
2024.04.02	39	<p><b>4.申請手続の申請期限等（予定）</b> <span style="float: right;">リフォーム</span></p> <table border="1"> <tr> <th>申請手続</th> <th>令和6年 11月2日</th> <th>令和6年 12月31日</th> <th>令和6年 3月31日</th> </tr> <tr> <td>既存住宅の購入</td> <td colspan="3">遅くとも令和6年2月3日まで</td> </tr> <tr> <td>工事着手</td> <td colspan="3">遅くとも令和6年2月3日まで</td> </tr> <tr> <td>事業者登録</td> <td colspan="3">遅くとも令和6年2月3日まで</td> </tr> <tr> <td>補助金交付申請</td> <td>令和6年 3月中旬</td> <td>令和6年 3月中旬</td> <td>令和6年 3月中旬</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td colspan="3">遅くとも令和6年4月3日まで</td> </tr> <tr> <td>完了報告</td> <td colspan="3">遅くとも令和6年4月3日まで</td> </tr> </table>	申請手続	令和6年 11月2日	令和6年 12月31日	令和6年 3月31日	既存住宅の購入	遅くとも令和6年2月3日まで			工事着手	遅くとも令和6年2月3日まで			事業者登録	遅くとも令和6年2月3日まで			補助金交付申請	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	補助金交付	遅くとも令和6年4月3日まで			完了報告	遅くとも令和6年4月3日まで			<p><b>4.申請手続の申請期限等（予定）</b> <span style="float: right;">リフォーム</span></p> <table border="1"> <tr> <th>申請手続</th> <th>令和6年 11月2日</th> <th>令和6年 4月2日</th> <th>令和6年 7月31日</th> <th>令和6年 10月31日</th> </tr> <tr> <td>既存住宅の購入</td> <td colspan="4">遅くとも令和6年2月3日まで</td> </tr> <tr> <td>工事着手</td> <td colspan="4">遅くとも令和6年2月3日まで</td> </tr> <tr> <td>事業者登録</td> <td colspan="4">遅くとも令和6年2月3日まで</td> </tr> <tr> <td>補助金交付申請</td> <td>令和6年 4月2日</td> <td>令和6年 4月2日</td> <td>令和6年 4月2日</td> <td>令和6年 4月2日</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td colspan="4">遅くとも令和6年4月3日まで</td> </tr> <tr> <td>完了報告</td> <td colspan="4">遅くとも令和6年4月3日まで</td> </tr> </table>	申請手続	令和6年 11月2日	令和6年 4月2日	令和6年 7月31日	令和6年 10月31日	既存住宅の購入	遅くとも令和6年2月3日まで				工事着手	遅くとも令和6年2月3日まで				事業者登録	遅くとも令和6年2月3日まで				補助金交付申請	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	補助金交付	遅くとも令和6年4月3日まで				完了報告	遅くとも令和6年4月3日まで																								
申請手続	令和6年 11月2日	令和6年 12月31日	令和6年 3月31日																																																																																				
既存住宅の購入	遅くとも令和6年2月3日まで																																																																																						
工事着手	遅くとも令和6年2月3日まで																																																																																						
事業者登録	遅くとも令和6年2月3日まで																																																																																						
補助金交付申請	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬	令和6年 3月中旬																																																																																				
補助金交付	遅くとも令和6年4月3日まで																																																																																						
完了報告	遅くとも令和6年4月3日まで																																																																																						
申請手続	令和6年 11月2日	令和6年 4月2日	令和6年 7月31日	令和6年 10月31日																																																																																			
既存住宅の購入	遅くとも令和6年2月3日まで																																																																																						
工事着手	遅くとも令和6年2月3日まで																																																																																						
事業者登録	遅くとも令和6年2月3日まで																																																																																						
補助金交付申請	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日	令和6年 4月2日																																																																																			
補助金交付	遅くとも令和6年4月3日まで																																																																																						
完了報告	遅くとも令和6年4月3日まで																																																																																						
2024.04.02	40	<p style="text-align: center;"><b>おわりに</b></p> <p style="text-align: center;">今後の予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者登録の受付</td> <td>令和6年1月17日 ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定）</td> </tr> <tr> <td>登録事業者の公開</td> <td>事業者登録後随時</td> </tr> <tr> <td>対象となる建材・設備の公募<sup>※1</sup></td> <td>令和6年2月1日 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）</td> </tr> <tr> <td>申請期間</td> <td>令和6年3月中旬 ～ 遅くとも令和6年12月31日<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 審査を料入たものから順次公開されます。 ※2 応募の申請をいたします。</small></p>	項目	スケジュール	事業者登録の受付	令和6年1月17日 ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定）	登録事業者の公開	事業者登録後随時	対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月1日 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）	申請期間	令和6年3月中旬 ～ 遅くとも令和6年12月31日 <sup>※2</sup>	<p style="text-align: center;"><b>おわりに</b></p> <p style="text-align: center;">今後の予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者登録の受付</td> <td>令和6年1月17日 ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定）</td> </tr> <tr> <td>登録事業者の公開</td> <td>事業者登録後随時</td> </tr> <tr> <td>対象となる建材・設備の公募<sup>※1</sup></td> <td>令和6年2月1日 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）</td> </tr> <tr> <td>申請期間</td> <td>令和6年4月2日 ～ 遅くとも令和6年12月31日<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 審査を料入たものから順次公開されます。 ※2 応募の申請をいたします。</small></p>	項目	スケジュール	事業者登録の受付	令和6年1月17日 ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定）	登録事業者の公開	事業者登録後随時	対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月1日 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）	申請期間	令和6年4月2日 ～ 遅くとも令和6年12月31日 <sup>※2</sup>																																																																
項目	スケジュール																																																																																						
事業者登録の受付	令和6年1月17日 ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定）																																																																																						
登録事業者の公開	事業者登録後随時																																																																																						
対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月1日 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）																																																																																						
申請期間	令和6年3月中旬 ～ 遅くとも令和6年12月31日 <sup>※2</sup>																																																																																						
項目	スケジュール																																																																																						
事業者登録の受付	令和6年1月17日 ～ 遅くとも令和6年12月31日（予定）																																																																																						
登録事業者の公開	事業者登録後随時																																																																																						
対象となる建材・設備の公募 <sup>※1</sup>	令和6年2月1日 ～ 遅くとも令和6年11月30日（予定）																																																																																						
申請期間	令和6年4月2日 ～ 遅くとも令和6年12月31日 <sup>※2</sup>																																																																																						

変更時点	該当ページ	修正前	修正後																																						
2024.04.02	41	<p><b>おわりに</b></p> <p><b>お問い合わせ先</b></p> <p>事業に関するお問い合わせのコールセンターを開設しております。</p> <p>電話番号 0570-055-224(通話料がかかります)</p> <p>※受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日含む)</p> <p>※IP電話等からのご利用の場合 03-6625-2874</p> <p>※「先進的窓リノベ2024事業、給湯省エネ2024事業、賃貸集合給湯省エネ2024事業、子育てエコホーム支援事業」の4事業共通</p> <p><b>本制度のホームページ</b></p> <p>【子育てエコホーム支援事業ホームページ】 https://kosodate-ecohomemlit.jp</p> <p>【住宅省エネ2024キャンペーンホームページ(総合サイト)】 https://jutaku-syoene2024.mlit.jp</p>	<p><b>おわりに</b></p> <p><b>お問い合わせ先</b></p> <p>事業に関するお問い合わせのコールセンターを開設しております。</p> <p>電話番号 0570-055-224 (通話料がかかります)</p> <p>※受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日含む)</p> <p>※IP電話等からのご利用の場合 03-6625-2874</p> <p>※「先進的窓リノベ2024事業、給湯省エネ2024事業、賃貸集合給湯省エネ2024事業、子育てエコホーム支援事業」の4事業共通</p> <p><b>本制度のホームページ</b></p> <p>【子育てエコホーム支援事業ホームページ】 https://kosodate-ecohome.mlit.jp</p> <p>【住宅省エネ2024キャンペーンホームページ(総合サイト)】 https://jutaku-shoene2024.mlit.jp</p>																																						
2024.04.19	3	<p><b>1. 事業の目的・概要</b></p> <p>エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図ることを目的とします。</p> <p>・長期優良住宅、ZEH住宅の新築(持家)</p> <p>・一定のリフォームを 対象</p>	<p><b>1. 事業の目的・概要</b></p> <p>エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図ることを目的とします。</p> <p>・長期優良住宅、ZEH水準住宅の新築(持家)</p> <p>・一定のリフォームを 対象</p>																																						
2024.04.19	7	<p><b>2. 対象住宅の性能要件等</b></p> <p><b>新築</b></p> <p><b>(1) 世帯要件</b></p> <p>子育て世帯又は若者夫婦世帯</p> <p><b>(2) 対象住宅の性能・延べ面積等</b></p> <p>次の①②のいずれか、かつ③~⑤のすべてに該当すること</p> <p>① 長期優良住宅 長期優良住宅の要件を満たしている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの(2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したものは登録住宅性能評価機関に「長期優良推進等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く))</p> <p>② ZEH住宅 省エネルギー性能向上促進法(平成24年法律第22号)第8条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による届出に付した旨の公表がされていないもの (ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅はこれに該当します。)</p> <p>③ 住宅の延べ面積が50㎡以上240㎡以下(床面積は、壁その他の区画の中心線(壁面)を囲まれた部分の床面積(吹き抜け、バルコニー、テラス、ガレージ、ポーチ、階段の床面積を除く。))に算定します。なお、住戸内に階段が生ずる場合、階段下の床及び階段等の面積を必ずしも算定しないもの</p> <p>④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第9号)に基づき土砂災害特別警戒区域又は緊急警戒区域(同25年法律第20号)第3条に基づき災害危険区域(危険な地域危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域)に指定されているもの</p> <p>⑤ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第8条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による届出に付した旨の公表がされていないもの (ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅はこれに該当します。)</p> <p>(注) 交付申請に当たり、住宅の性能を証明する書類が必要となります。</p>	<p><b>2. 対象住宅の性能要件等</b></p> <p><b>新築</b></p> <p><b>(1) 世帯要件</b></p> <p>子育て世帯又は若者夫婦世帯</p> <p><b>(2) 対象住宅の性能・延べ面積等</b></p> <p>次の①②のいずれか、かつ③~⑤のすべてに該当すること</p> <p>① 長期優良住宅 長期優良住宅の要件を満たしている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの(2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したものは登録住宅性能評価機関に「長期優良推進等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く))</p> <p>② ZEH水準住宅 省エネルギー性能向上促進法(平成24年法律第22号)第8条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による届出に付した旨の公表がされていないもの (ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅はこれに該当します。)</p> <p>③ 住宅の延べ面積が50㎡以上240㎡以下(床面積は、壁その他の区画の中心線(壁面)を囲まれた部分の床面積(吹き抜け、バルコニー、テラス、ガレージ、ポーチ、階段の床面積を除く。))に算定します。なお、住戸内に階段が生ずる場合、階段下の床及び階段等の面積を必ずしも算定しないもの</p> <p>④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第9号)に基づき土砂災害特別警戒区域又は緊急警戒区域(同25年法律第20号)第3条に基づき災害危険区域(危険な地域危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域)に指定されているもの</p> <p>⑤ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第8条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による届出に付した旨の公表がされていないもの (ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅はこれに該当します。)</p> <p>(注) 交付申請に当たり、住宅の性能を証明する書類が必要となります。</p>																																						
2024.04.19	10	<p><b>3. 補助額</b></p> <p><b>新築</b></p> <p><b>(1) 対象住宅</b></p> <p>長期優良住宅 長期にわたる良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの(2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したものは登録住宅性能評価機関に「長期優良推進等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く))</p> <p>ZEH住宅 強化外壁または再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)</p> <p><b>(2) 補助額</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の性能</th> <th>1戸あたりの補助額</th> <th>特定の立地における補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期優良住宅</td> <td>1,000,000円</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>ZEH住宅</td> <td>800,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定の立地とは、以下の①かつ②に該当する区域に立地する住宅とします。</p> <p>① 都市化促進区域 ② 土砂災害警戒区域又は洪水警戒区域(洪水警戒区域又は高水警戒区域における洪水警戒高さ3m以上の区域をいう。)</p> <p>(注) 交付申請に当たり、住宅の性能を証明する書類が必要となります。</p>	住宅の性能	1戸あたりの補助額	特定の立地における補助額	長期優良住宅	1,000,000円	500,000円	ZEH住宅	800,000円	400,000円	<p><b>3. 補助額</b></p> <p><b>新築</b></p> <p><b>(1) 対象住宅</b></p> <p>長期優良住宅 長期にわたる良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの(2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したものは登録住宅性能評価機関に「長期優良推進等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く))</p> <p>ZEH水準住宅 強化外壁かつ再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)</p> <p><b>(2) 補助額</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の性能</th> <th>1戸あたりの補助額</th> <th>特定の立地における補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期優良住宅</td> <td>1,000,000円</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準住宅</td> <td>800,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定の立地とは、以下の①かつ②に該当する区域に立地する住宅とします。</p> <p>① 都市化促進区域 ② 洪水警戒区域又は洪水警戒区域(洪水警戒区域又は高水警戒区域における洪水警戒高さ3m以上の区域をいう。)</p> <p>(注) 交付申請に当たり、住宅の性能を証明する書類が必要となります。</p>	住宅の性能	1戸あたりの補助額	特定の立地における補助額	長期優良住宅	1,000,000円	500,000円	ZEH水準住宅	800,000円	400,000円																				
住宅の性能	1戸あたりの補助額	特定の立地における補助額																																							
長期優良住宅	1,000,000円	500,000円																																							
ZEH住宅	800,000円	400,000円																																							
住宅の性能	1戸あたりの補助額	特定の立地における補助額																																							
長期優良住宅	1,000,000円	500,000円																																							
ZEH水準住宅	800,000円	400,000円																																							
2024.04.19	46	<p><b>(備考) 申請書の提出書類等</b></p> <p><b>住宅の性能を証明する住宅証明書等</b></p> <p>以下のいずれかの書類により、当該住宅が子育てエコホーム支援事業の対象住宅であることを証明します。</p> <p><b>注文住宅の新築、新築分譲住宅</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提出書類</th> <th>発行機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期優良住宅</td> <td>長期優良住宅建築等計画認定通知書<sup>※1)</sup></td> <td>所管行政庁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ZEH住宅</td> <td>設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6を満たすもの)<sup>※2)</sup></td> <td>登録住宅性能評価機関</td> </tr> <tr> <td>BELLS評価書(ZEHマーク又はZEH-Mマークが表示されたもの)<sup>※2)</sup></td> <td>BELLS登録機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ZEH水準住宅</td> <td>低炭素建築物建築等計画認定通知書<sup>※1)</sup></td> <td>所管行政庁</td> </tr> <tr> <td>性能向上計画認定通知書<sup>※1)</sup></td> <td>所管行政庁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フラット35S適合証明<sup>※3)</sup>及び緑工場機機検査申請書<sup>※4)</sup>、適合証明申請書(すべての面)<sup>※5)</sup> 又はフラット35S設計書に関する通知書<sup>※6)</sup>及び設計検査申請書(すべての面)<sup>※6)</sup></td> <td>適合証明機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したものは登録住宅性能評価機関に「長期優良推進等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く)。 ※2 本事業の対象となるのは、断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。ZEHマークの取得が認められるものに限ります。 ※3 BELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※4 令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※5 令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※6 フラット35S適合証明、設計検査申請書に関する通知書は、令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※7 フラット35S適合証明、設計検査申請書に関する通知書は、令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※8 令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※9 フラット35S適合証明、設計検査申請書に関する通知書は、令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※10 フラット35S適合証明、設計検査申請書に関する通知書は、令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 (注) 証明書の取得にはそれぞれ手数料が必要で、手数料は、発行する機関により異なりますので各機関等にお問い合わせください。</p>	区分	提出書類	発行機関等	長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁	ZEH住宅	設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6を満たすもの) <sup>※2)</sup>	登録住宅性能評価機関	BELLS評価書(ZEHマーク又はZEH-Mマークが表示されたもの) <sup>※2)</sup>	BELLS登録機関	ZEH水準住宅	低炭素建築物建築等計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁	性能向上計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁		フラット35S適合証明 <sup>※3)</sup> 及び緑工場機機検査申請書 <sup>※4)</sup> 、適合証明申請書(すべての面) <sup>※5)</sup> 又はフラット35S設計書に関する通知書 <sup>※6)</sup> 及び設計検査申請書(すべての面) <sup>※6)</sup>	適合証明機関	<p><b>(備考) 申請書の提出書類等</b></p> <p><b>住宅の性能を証明する住宅証明書等</b></p> <p>以下のいずれかの書類により、当該住宅が子育てエコホーム支援事業の対象住宅であることを証明します。</p> <p><b>注文住宅の新築、新築分譲住宅</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提出書類</th> <th>発行機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期優良住宅</td> <td>長期優良住宅建築等計画認定通知書<sup>※1)</sup></td> <td>所管行政庁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ZEH住宅</td> <td>設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6を満たすもの)<sup>※2)</sup></td> <td>登録住宅性能評価機関</td> </tr> <tr> <td>BELLS評価書(ZEHマーク又はZEH-Mマークが表示されたもの)<sup>※2)</sup></td> <td>BELLS登録機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ZEH水準住宅</td> <td>低炭素建築物建築等計画認定通知書<sup>※1)</sup></td> <td>所管行政庁</td> </tr> <tr> <td>性能向上計画認定通知書<sup>※1)</sup></td> <td>所管行政庁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フラット35S適合証明<sup>※3)</sup>及び緑工場機機検査申請書<sup>※4)</sup>、適合証明申請書(すべての面)<sup>※5)</sup> 又はフラット35S設計書に関する通知書<sup>※6)</sup>及び設計検査申請書(すべての面)<sup>※6)</sup></td> <td>適合証明機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したものは登録住宅性能評価機関に「長期優良推進等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く)。 ※2 本事業の対象となるのは、断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。ZEHマークの取得が認められるものに限ります。 ※3 BELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※4 令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※5 令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※6 フラット35S適合証明、設計検査申請書に関する通知書は、令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※7 フラット35S適合証明、設計検査申請書に関する通知書は、令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※8 令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※9 フラット35S適合証明、設計検査申請書に関する通知書は、令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 ※10 フラット35S適合証明、設計検査申請書に関する通知書は、令和10年10月1日以降にBELLS登録機関に認定された住宅の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの(注)に該当するものに限ります。 (注) 証明書の取得にはそれぞれ手数料が必要で、手数料は、発行する機関により異なりますので各機関等にお問い合わせください。</p>	区分	提出書類	発行機関等	長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁	ZEH住宅	設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6を満たすもの) <sup>※2)</sup>	登録住宅性能評価機関	BELLS評価書(ZEHマーク又はZEH-Mマークが表示されたもの) <sup>※2)</sup>	BELLS登録機関	ZEH水準住宅	低炭素建築物建築等計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁	性能向上計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁		フラット35S適合証明 <sup>※3)</sup> 及び緑工場機機検査申請書 <sup>※4)</sup> 、適合証明申請書(すべての面) <sup>※5)</sup> 又はフラット35S設計書に関する通知書 <sup>※6)</sup> 及び設計検査申請書(すべての面) <sup>※6)</sup>	適合証明機関
区分	提出書類	発行機関等																																							
長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁																																							
ZEH住宅	設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6を満たすもの) <sup>※2)</sup>	登録住宅性能評価機関																																							
	BELLS評価書(ZEHマーク又はZEH-Mマークが表示されたもの) <sup>※2)</sup>	BELLS登録機関																																							
ZEH水準住宅	低炭素建築物建築等計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁																																							
	性能向上計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁																																							
	フラット35S適合証明 <sup>※3)</sup> 及び緑工場機機検査申請書 <sup>※4)</sup> 、適合証明申請書(すべての面) <sup>※5)</sup> 又はフラット35S設計書に関する通知書 <sup>※6)</sup> 及び設計検査申請書(すべての面) <sup>※6)</sup>	適合証明機関																																							
区分	提出書類	発行機関等																																							
長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁																																							
ZEH住宅	設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6を満たすもの) <sup>※2)</sup>	登録住宅性能評価機関																																							
	BELLS評価書(ZEHマーク又はZEH-Mマークが表示されたもの) <sup>※2)</sup>	BELLS登録機関																																							
ZEH水準住宅	低炭素建築物建築等計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁																																							
	性能向上計画認定通知書 <sup>※1)</sup>	所管行政庁																																							
	フラット35S適合証明 <sup>※3)</sup> 及び緑工場機機検査申請書 <sup>※4)</sup> 、適合証明申請書(すべての面) <sup>※5)</sup> 又はフラット35S設計書に関する通知書 <sup>※6)</sup> 及び設計検査申請書(すべての面) <sup>※6)</sup>	適合証明機関																																							



変更時点	該当ページ	修正前	修正後																		
2024.04.19	65	<p><b>(参考5) こどもエコすまいる支援事業との比較</b> <span style="float: right;">新 規</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>こどもエコすまいる支援事業</th> <th>子育てエコホーム支援事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性能</td> <td> <p>ZEH住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の建物。</p> </td> <td> <p>長期優良住宅            長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの。            ZEH住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外又は災害危険区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の竣工の建物。</p> </td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>100万円/戸</td> <td> <p>○長期優良住宅：100万円/戸(50万円/戸<sup>※</sup>)            ○ZEH住宅：80万円/戸(40万円/戸<sup>※</sup>)            ※以下の①かつ②に該当する区域に立地している場合は半額            ①市街化調整区域            ②土砂災害警戒区域又は洪水想定区域(洪水浸水想定区域又は高浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域(以下、<u>②</u>)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">65</p>		こどもエコすまいる支援事業	子育てエコホーム支援事業	性能	<p>ZEH住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の建物。</p>	<p>長期優良住宅            長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの。            ZEH住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外又は災害危険区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の竣工の建物。</p>	補助額	100万円/戸	<p>○長期優良住宅：100万円/戸(50万円/戸<sup>※</sup>)            ○ZEH住宅：80万円/戸(40万円/戸<sup>※</sup>)            ※以下の①かつ②に該当する区域に立地している場合は半額            ①市街化調整区域            ②土砂災害警戒区域又は洪水想定区域(洪水浸水想定区域又は高浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域(以下、<u>②</u>)</p>	<p><b>(参考5) こどもエコすまいる支援事業との比較</b> <span style="float: right;">新 規</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>こどもエコすまいる支援事業</th> <th>子育てエコホーム支援事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性能</td> <td> <p>ZEH水準住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の建物。</p> </td> <td> <p>長期優良住宅            長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの。            ZEH水準住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外又は災害危険区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の竣工の建物。</p> </td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>100万円/戸</td> <td> <p>○長期優良住宅：100万円/戸(50万円/戸<sup>※</sup>)            ○ZEH水準住宅：80万円/戸(40万円/戸<sup>※</sup>)            ※以下の①かつ②に該当する区域に立地している場合は半額            ①市街化調整区域            ②土砂災害警戒区域又は洪水想定区域(洪水浸水想定区域又は高浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域(以下、<u>②</u>)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">65</p>		こどもエコすまいる支援事業	子育てエコホーム支援事業	性能	<p>ZEH水準住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の建物。</p>	<p>長期優良住宅            長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの。            ZEH水準住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外又は災害危険区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の竣工の建物。</p>	補助額	100万円/戸	<p>○長期優良住宅：100万円/戸(50万円/戸<sup>※</sup>)            ○ZEH水準住宅：80万円/戸(40万円/戸<sup>※</sup>)            ※以下の①かつ②に該当する区域に立地している場合は半額            ①市街化調整区域            ②土砂災害警戒区域又は洪水想定区域(洪水浸水想定区域又は高浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域(以下、<u>②</u>)</p>
	こどもエコすまいる支援事業	子育てエコホーム支援事業																			
性能	<p>ZEH住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の建物。</p>	<p>長期優良住宅            長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの。            ZEH住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外又は災害危険区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の竣工の建物。</p>																			
補助額	100万円/戸	<p>○長期優良住宅：100万円/戸(50万円/戸<sup>※</sup>)            ○ZEH住宅：80万円/戸(40万円/戸<sup>※</sup>)            ※以下の①かつ②に該当する区域に立地している場合は半額            ①市街化調整区域            ②土砂災害警戒区域又は洪水想定区域(洪水浸水想定区域又は高浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域(以下、<u>②</u>)</p>																			
	こどもエコすまいる支援事業	子育てエコホーム支援事業																			
性能	<p>ZEH水準住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の建物。</p>	<p>長期優良住宅            長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの。            ZEH水準住宅            省エネルギー基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以前に認定申請した、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅。            ※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外又は災害危険区域外。            ※2 都市再生特別措置法第88条第3項の規定により、当該住宅に係る認定し業者が関係する事項による動向に変わらなかった旨の公表がされていないもの。            ※3 延べ面積50㎡以上の竣工の建物。</p>																			
補助額	100万円/戸	<p>○長期優良住宅：100万円/戸(50万円/戸<sup>※</sup>)            ○ZEH水準住宅：80万円/戸(40万円/戸<sup>※</sup>)            ※以下の①かつ②に該当する区域に立地している場合は半額            ①市街化調整区域            ②土砂災害警戒区域又は洪水想定区域(洪水浸水想定区域又は高浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域(以下、<u>②</u>)</p>																			